

第九十三回 参議院公職選挙法改正に関する特別委員会会議録第二号

昭和五十五年十一月十二日(水曜日)

午後一時三十分開会

委員の異動

十一月十一日

辞任

山中 郁子君

補欠選任

近藤 忠孝君

出席者は左のとおり。

委員長

鳩山威一郎君

理事

中西 一郎君

松浦 功君

小野 明君

多田 省吾君

小澤 太郎君

金丸 三郎君

田中 正巳君

中村 慎二君

栗野 章君

降矢 敬義君

田山 雅也君

片山 基市君

宮之原貞光君

大川 清幸君

近藤 忠孝君

栗林 卓司君

国務大臣

自治大臣

国務大臣

(国家公安委員)

政府委員

警察庁刑事局長

自治省行政局長

警務局長

石破 二郎君

中平 和水君

大林 勝臣君

事務局側

常任委員会専門員

高池 忠和君

説明員

法務省刑事局刑事課長

井嶋 一友君

中小企業庁小規模企業課長

内村 俊一君

企業政策課長

浅野大三郎君

自治省税務局市町村税課長

本日の会議に付した案件

○政治資金規正法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(鳩山威一郎君) ただいまから公職選挙法改正に関する特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨十一日、山中郁子君が委員を辞任され、その補欠として近藤忠孝君が選任されました。

○委員長(鳩山威一郎君) 政治資金規正法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。石破自治大臣。

○国務大臣(石破二郎君) ただいま議題となりました政治資金規正法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由と内容の概略を御説明申し上げます。

この法律案は、昨年九月に行われた航空機騒音問題等防止対策に関する協議会の提言を受けて、政治家個人に係る政治資金の明朗化を図るため、その政治資金を取り扱うべき政治団体の届け出、収支の公開等に関する制度を新たに設けようとするものであります。

次に、この法律案の内容について御説明申し上げます。

げます。

第一は、目的及び基本理念等についてであります。

まず、公職の候補者の責務の重要性にかんがみ、その政治活動の公明と公正の確保に関する事項を政治資金規正法の目的に加えることとし、また、基本理念等として、公職の候補者は、その政治資金をその他の資金と明確に区別するとともに、選挙運動に関するものを除き、その政治資金を政治団体に取り扱わせることとするよう努めなければならない旨を明らかにすることとしたしました。

第二は、今回新たに設けます制度の具体的内容についてであります。

まず、制度の対象となるべき者の範囲は、衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員もしくは長または指定都市の議会の議員もしくは長の職にある者並びにこれらの職の候補者及び候補者となろうとする者とするとし、これらの「特定公職の候補者」は、もっぱらその者を推薦した支持することを本来の目的とする政治団体のうちから、その者の政治資金を取り扱うべき政治団体を指定することができるといたしました。

また、これらの「指定団体」については、その届け出及び公表について所要の措置を講ずることとしたしております。

次に、特定公職の候補者が指定団体に寄付する政治資金の取り扱いについてであります。

特定公職の候補者がみずから政治活動に関する寄付を受け取らず、政治団体が直接これを受け入れる場合は、現行制度の手続によることとなりますが、特定公職の候補者が政治活動に関する寄付を受領した場合においても、みずからこれを管理することなく、当該寄付の内訳を付して指定団体に寄付するときは、これを受け取った指定団体に

において、所要の事項を当該団体の収支報告書に記載して報告をすれば足りることとし、個人としての収支報告は要しないこととしたしました。

なお、この場合については、現行の寄付に関する量の制限を適用しないこととしたしております。

次に、特定公職の候補者がみずから管理する政治資金の取り扱いについてであります。

特定公職の候補者が指定団体として指定すべき政治団体を有しない等の事情により、その者が受けた政治活動に関する寄付の全部または一部について、これを指定団体に寄付することなくみずから管理する場合においては、その者から、直接、個人としての収支報告を求めることとし、毎年十二月三十一日現在で収支に関する所要の事項を記載した報告書を、翌年の三月末日までに、国会議員に係る公職の候補者については自治大臣、その他の者については都道府県の選挙管理委員会に提出しなければならないこととしたしました。

また、これを受けた自治大臣または都道府県の選挙管理委員会は、これを公開することとしたしております。

指定団体を通じて報告される場合及び特定公職の候補者が直接報告する場合を含め、報告の対象となるべき収入及び支出の範囲は、政治活動に関する寄付及びこれによりされた支出とし、自己資金等の寄付以外の収入あるいは寄付のうち金銭等によらないものについては、この際、報告の対象としないこととしたしました。

また、選挙運動に関するものについては、すでに公職選挙法に基づく収支報告の制度がありますので、それによることとしたしております。

なお、政党及び指定団体からの寄付については、これを受けた個人としては、改めて収支を報告する必要がないこととしたしております。

次に、指定団体及び特定公職の候補者の収支報告書に記載すべき事項についてでありますが、収入については、現行の政治団体に關する取り扱いと同様に、その総額のほか、特定公職の候補者に對する同一の者からの年間百万円を超える寄付に對するのみ寄付者の氏名等の報告を要求することとし、支出については、現行の政治団体に關する取り扱いを含め、若干簡素化を図ることとしたしております。

最後に、この法律の施行期日は、昭和五十六年四月一日といたしております。

以上がこの法律案の要旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長（鳩山威一郎君）　以上で説明の聴取は終
わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○片山湛市君　まず、八月十五日に鈴木総理が記者の皆さんと御懇談をされたとき、談たまたま全国区制について御発言をされております。その内容は御承知と思いますが、「参議院全国区制の問題も何とかならないか」というのは国民的世論として定着してきていると思う。今度の通常国会を目途にぜひ法案を提出できるよう準備を進めたい。選挙制度はスポーツのルールのようなものだから

ら、自民党だけで一方的に有利なルールをつくることはフェアでない。各党で十分すり合わせをして法案の成立を図りたいと思う」と述べられておりますが、御承知のように自民党は小委員会を設けておられますし、新聞発表等でございますけれども、その間、自治省として総理大臣の発言に基づいてどのような進展をされておるのか。各党間におけるすり合わせなどという形で議論がどう進んでおるのかについて、まず御説明を求めたいと思います。

○国務大臣（石破二朗君） 総理大臣直接、自由民主党の選挙関係の責任者をお呼びになりまして、ただいま片山議員が仰せになりましたような参議

院の全国区制について、まず党内の意見の集約を図つてほしいという御指示があったと承知いたしております。事は、お話のごいまいたとおり、国会のルールづくりにも関する問題でありますので、自治省はあえてこれに關与しないで今日に至つております。

○片山基市君 自治省が関与してないということはわかりましたが、鈴木総理は御承知のように首相でもあります。この人の発言というものは、やはりわれわれ国民を代表する立場からのことであり、特に各党とのすり合わせを言われておる関係から、自由民主党としてどうまとまっておるのかということについて石破大臣からお聞かせを願えないとすれば、これ以上問うことはできませんけれども、当然政党はその政府に対してその連絡をして、事情はこうであるという説明があつてしかるべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○國務大臣(石破二朗君) 自由民主党内にいろいろの段階の選挙制度の研究組織と申しますか団体がございますが、現在のところ参議院の自由民主党の中の全国区の選挙制度の調査のための特別委員会では御議論になっておる段階でございます。そのように承知いたしております。あるいは事務当局は御連絡をいただいておりますかもしれないけれども、私自身はまだお話を直接承っております。

○片山基市君 私は全国区選出議員であります
が、ここの冬までの間にやはり全国区制度のあり方をきちんと決めなければ、選挙運動というか地盤の関係からいいまして、大変肉体的にも精神的にも候補者になる方はめんどうなことになるうと思うんです。特に、政權党である自民党の中で意見が一致しないために小田原評議をした結果何も出ないのなら、いまから鈴木総理大臣はシャッポを脱いで、もうできませんと言ってほしい。そういうことは先ほどから言いますように各党よく相談をしてやりたい、一方的に自民党だけでいいことはできないと言われておりますから、そういうことをこの機会を通じて総理大臣に出てもらっ

ておりませんから石破大臣からお伝え願いたい、
 こう思います。

次のことでございますが、同じように、そのと
 きに総理大臣は、選挙制度の改革のうち選挙公営
 をもう少し進めていきたい、選挙の公営化を進め
 ていきたいと、こうおっしゃっていましたが、
 大臣のお手元では、これからの選挙制度の改正に
 伴って、自治省として選挙公営の問題、公営化の
 拡大についてはどういふような手順になっており
 ましょうか。

○政府委員（大林勝臣君） 参議院全国区制の問題、あるいは個々の選挙運動の問題のほかに選挙公営の問題が今後の取り扱い上の大きな問題になるであらうということは私も自覚しております。現在、片山委員も十分御承知のように現行制度のもとにおける公営自体が相当の種類にわたっております。大体先進諸外国に比しても比較にならないほどの種類をやっておるわけであります。今後公営を拡大する方向で考える場合に、どういう範囲のものにどういふかこうで行うかという問題を模索するのが当面の問題であらうかと思ひます。

ただ、こういった問題については、各党からそれぞれ御意見がすでに出ておるようでありまして、私どももそれを念頭に置きながら検討しておるわけですが、同時に、限られた選挙運動期間における非常に多種類の公営を行うということになりますと、選挙執行機関の事務能力との関係もありますので、どういう性格のどういう種類の公営というものを中心にするかについては、そういった選挙管理機関の意見をも聴取して今後検討する必要があるということを考えております。現在、選挙管理機関にもその考え方をこちらに出すように意見を聴取しておるところでありまして、今後さらに各党におきます公営の取り扱い方についていろいろ御議論を賜れば、さらに参考にさせていただきますけれどもと思います。

○片山基市君　そこで、総理はまた続けて言われていますが、「選挙公害の問題も市民に迷惑が

からぬよう、もう少し節度がなくてはならない」ということで、選挙運動についての若干のコメントをされておるんですが、自治省から見て、総理が言われる選挙公害というのはどういうものを指したと理解をされておりますか。

○政府委員（大林勝臣君） 総理のおっしゃいます選挙公害の恐らく一番大きなポイントは、これは最近の選挙を通じてますいわゆる騒音公害という言葉で言われておる問題であらうと思います。選挙を通じて政党の機関紙の宣伝車と称する自動車が相当数横行いたしまして、これが大変騒音の原因になっておるということが従来から指摘をされておるわけでありまして、こういう問題につきましては、すでに総理の御発言だけでなく、昨年来、各党においてもそういう問題についての御認識、御意見というものが出ております。私もそれを踏まえまして検討をしておるところでございます。そのほか看板の乱立の問題あるいは文書頒布に関する問題、いろいろ世間のひんしゅくを買っておるような問題も指摘されておりますので、こういった問題もあわせて今後の研究課題と考えております。

○片山基市君　総理のことはこのくらいにします
が、特にポスター類については、大阪の地方区で
自民党の候補者が町じゅうに自分の顔を出した名
前を出したのを張りめぐらしました。これはいま
とときめ総務長官になられておるようです。そう
いうのが大体見本だと思って選挙部長は考えてく
れたら結構です。率先垂範、自民党がやっており
ますから、そのつもりでお考え願わないと、私は
大阪の人間ですから非常に困ると思うんです。昭
和五十年に、御承知のように公明党も共産党も反
対する選挙制度の改正のときに、われわれはこの
ようなことが起こらぬようにやっておかなければ
ならないと一番議論をした。そのときにも自民
党、社会党、民社党で御承知のように共同提案に
なつて、その一番中心であるところの自民党から
ポスターがそういうようにやられるということに
なれば何を決めてもだめだと思ひます。所見を述

べて、御議論を聞きません、私も非常に残念だと思ふ、こういうふうに申し上げます。

○政府委員(大林勝臣君) 北野献金問題が報道機関によって相当報道されました時点から、私も十分興味を持ちまして、果たして従来の収支報告書においてそういうものが届けられておったかどうかという問題について調査いたしましたわけでありまして、従来の収支報告書の調査に限りません、段階におきましては、北野個人あるいは北野関係の会社、病院等からの献金をしたという事実の収支報告書の記載は見当たりません。その後この問題につきましては、御承知のように私も私どもといたしましては収支報告書の表面上あるいは形式的な審査権というものが与えられていない立場にございまして、一体具体的な事実がどうであるかということにつきましては私どもとしては事態を見守っておるわけでありまして、今後、北野問題が事実としてどういう問題に発展するかを注目しております。

○片山基市君 そういたしますと、たとえば十月九日の読売新聞等に出されておるところの「北野献金」責任の取り方」という題で、本社の追及によればということと齋藤邦吉を初め名前が出ておるようなことについては、自治省としては書面審査であるからわからない、わからないことはもう責任がない、こういうことで理解をしてよろしくうございませう。

○政府委員(大林勝臣君) 書面審査上の調査にとどまる立場であると理解しております。

○片山基市君 今回も、なおそのようなことが起こっても書面審査で済ませるような自治省でありたいと思ふことで改正案を出されましたか。

○政府委員(大林勝臣君) この種事件が起こりましたに、いわゆる自治省という行政庁の役割りの問題がいろいろ御質問の対象になるわけであり

ますけれども、私も、この政治資金の公表につきましての行政庁のあり方というのは、従来から政治資金というものの自体、政党、政治団体がその責任を自覚して、要するに収支を世間、つまり国民に対して公表する、つまり行政庁に対して公表するのでなく、国民に対して公表するための媒介者としての地位というふうに理解をしております。

その収支報告書が形式的に計算が間違つておるかどうかという点についてはもちろんチェックをいたしますけれども、それ以上にその実態あるいは事実について、まず行政庁がそれを調査をするということにつきましては、やはり政党、政治団体に対する行政権の介入という問題が出てまいりますので、あくまで行政庁の立場といたしましては現在のような形式的な審査権にとどまるべきものと今後とも考えております。

○片山基市君 自治省の言い分はわかりましたが、それは、齋藤厚生大臣は、北野献金を追及されると、返金をされた上でおやめになりましたけれども、それはどういふことでしょうか。

○国務大臣(石破二郎君) 報道によりますと、齋藤邦吉氏は、幾らかの金を受け取った、しかし、後になって気がついてみると、おもしろくない金であったからそれを返金したというふうに報道されておりますけれども、先ほど選挙部長がお答えいたしましたと同じ趣旨でございまして、私の方としてはこれを責任を持って事実を調査するというわけにまいりませんので、はっきりしません。ただ、総理大臣にやっぱ道義的に責任を感じるということで辞職願を出したになったということとは、事実として承知いたしております。

○片山基市君 これは、政治資金規正法との関係がございまして、個人として百五十万円以上もうならばいけないことになっておるんですが、齋藤さんは幾らもらったかわからないということでは御答弁になりますか。

○政府委員(大林勝臣君) もちろん、政治資金規

正法の上では、特定の団体なりあるいは特定の個人から政治献金を受け入れる場合には、政党、政治団体から受け入れる場合を除きまして、年間百五十万円という厳しい制限が設けられておるわけでありまして、そういう関連でいろいろ報道されておるわけでありまして、報道の内容といたしまして、北野個人が献金をしたのか、あるいは北野個人の関係する政治団体が献金をしたというような事実を報道しておる新聞もございまして、要するに、そういった事実関係の問題というふうに私も割り切っております。

○片山基市君 自治省が政府・与党を弁護することとはよくわかります、身内ですから。国民としてはそうではありませんか。選挙部長なり石破大臣などという方から言えば、なぜ内閣の一員である厚生大臣がやめなければならぬのか、こういうことについて痛烈に自己批判がないことはよくわかりました。厚顔無恥という言葉が背きました。近ごろはあんなかわかりませんが、そういう人々に国民が日本の政治を任せておることは非常に残念だと思ひます。と申しますのは、齋藤さんの場合も、政治家個人について幾つもの後援会をつくって、それで百五十万円以下にすれば寄付者の名前を明文化しなくてもいいというのを悪用しておるのではないかとわれわれは思つておるわけですから。そういうことで、書面審査しかできないので、政治資金規正法がありまして何があつても、大体悪いことをした者が得たという法律であることだけは確認しておきたい。

そこで、齋藤厚生大臣は、大臣室で就任祝として五百万円もらったことを本人も認めており、返したとか返すとか言つておりましたが、それもわかりませんか。

○政府委員(大林勝臣君) その事実も、私ももとしましては事実であるかどうかという事はわかりませんが、

○片山基市君 大体、医療機関を監督する厚生省の最高責任者が、事あるうちに、同郷だということ

とであつても大臣に就任したということと五百万円もらつたと認めておるようでありまして、そういうことについては私たちは納得できないと思ふ。

そこで、なぜこれだけ時間を費やしたかという、先日、総理が衆議院の公職選挙法特別委員会で、企業献金は悪くはない、個人献金については同じである、こういう意味で企業献金を次善のものというふうな言い方をしておるのであります。これは後からも質問いたしますが、昭和五十年、政治資金規正法を改正するときに、時の三木総理は、企業献金をできるだけこの機会にくくして個人献金に切りかえていくようにすることが企業による支配の政治から脱却する道である、こういうふうにおっしゃつていましたけれども、いまや鈴木内閣になりましたら、それは三木さんの寝言であつて、あのときは時代が変わつたと、こういうふうに理解しておいてよろしくうございませうか、石破大臣からお答え願ひます。

○国務大臣(石破二郎君) 昭和五十年、三木内閣

当時に政治資金規正法の大きな改正が行われまして、政治家あるいは政治団体に対する献金に厳しい枠がはめられた次第でありますけれども、御承知のとおり、あの当時はロッキード事件等が發生しましていわば異常な事態であつたように思ひます。三木内閣総理大臣が、何とかして近い将来に、政治献金というものに依存しないで、あるいは個人の献金なりあるいは党費で党の運営資金を賄うようにしたいとおっしゃつたことは事実であります。よく承知いたしております。もちろんこれを三木さんの寝言と、そう言うつもりは毛頭ありません。総理大臣におかれましては毛頭お気持ちには毛頭ないと思ひますけれども、企業とある以上は、やはり政治的の行動も許されるものと、一概に企業の献金を悪と片づけるわけにはいかないということを申されたものと承知いたしております。

○片山基市君 昔から量を変えろと言っている、政治献金も額が大きくなりやすと圧力、プレッシャーが大きくなるということで、企業献金については意見があるところじゃないかと、こう思っております。私は、石破さんという考えが違いますが、政治資金規正法を改正するときには河野議長の一票の差で決まったような時代で、それも十二時三分か二分ぐらい前でありました。もう駆け込みのいいところですよ。私はそのようにときに立ち会った一人として、いわゆる百五十万円以上個人として寄付をもらったらいけないということになっておられるにもかかわらず、もたつても、これが書面上分割されておればわからないで済ませるということになっておることについてはわかりました。

これは、警察当局がどう調べるのかということになると非常にむずかしいので、知能犯がやれば政治資金法を編み変えてみても脱法行為はあると理解して選挙部長よろしいですね。幾らうまいこと決めてみても、知恵を出せばどんなことをしても、ゆすり、たかりではございませぬけれども、どこからでも金は取ってくるし、それから法に書いてあっても取れるようになっておると、こういうふうに理解してよろしゅうございませぬか。

○国務大臣(石破二朗君) 選挙に金がかかること、片山委員もよく御承知と思えます。もちろんこれは片山委員が法外な政治活動資金をお使いになつておるとかあるいは選挙資金をお使いになつておるとかあるいは毛頭ありませんで、参議院全国区の方、あるいは参議院のあれは地方区だったかと思えますけれども、印刷物に御自身の体験として発表されたところを拝見いたしましたも膨大な金を必要としておるようであります。

そこで、幾ら法律の目を細かくしても悪賢いやつは法を免れるという認識かという意図の御質問がありました。やはり選挙というものは金がないと成り立たない、しかもそれを個人で調達しなければならぬということになりますと、お互い選挙をします以上は、どうしても人間であります

す以上は、何とかして必要な金は調達しようとするのはこれは人情のやむを得ぬところであるまいか、少なくとも私は余り上等な人間でありませぬからそういう感じがいたします。

そこで、こういうのを防ぎますためには、やはり選挙に金がかからないようにする。その方法の一つとして、これも御議論のあるところでありまして、もう一つは、党で責任を持って選挙を行うというようにすることです。個人がそういう性質のよくない金に手を出さなくても済むのじゃないか。党が責任を持ってやる、あるいは場合によれば税金で補助してやるということにして、なおかつ個人がたのよくない金に手を出すという場合には、これはもう言語道断でありますから、しかるべき措置を講じていくようにするという方法がよいのじゃないかと私は考えています。

どうしても金が要するという選挙のやり方をそのままにしておいて、金を使うな、また選挙のためのそういう金を無理して集めるなというところに若干は無理がいくのではありませんかと考えております。

○片山基市君 先ほど冒頭に、選挙の公営化について首相が努力をしたい旨であるがどうかと言つて、それについては、まだこれだけのことがありまして、またこれだけのことがありまして、各党の方で検討してもらつたこと、こうおっしゃつておる。

もう一つは、先ほどから言いますように、新聞報道であります。私は警察官でありませぬからわかりませんが、富士見産婦人科病院の献金額、表に出たのが三千四百六十五万円と言われている、たとえば藤原邦吉氏には千五百万円、澁谷直蔵氏には二千五百万円等のような形で、これは大きいのは新自由クラブの山口敏夫氏、こういうことで返しておるんです。もたらしたのを、先ほどから言いますように、知りません知れませんが、言わなければならない、返すということについては、私は警察当局ではございませぬけれども、報告に偽りがある

のかないのかということとは書面上確かめる権利があるように思ふけれども、こういうようなことが起こりまして、この書面に間違いありませんかというのを尋ねていただきましたか、どうでしょう。この事件を通じて、この政治家の人たちがいままで出したものには間違いありませんか、確かめていただきましたか、選挙。

○政府委員(大林勝臣君) もちろん、事件が報道されまして、今後の収支報告書の扱いにつきましても、団体の会計責任者にいろいろお話をしております。団体の方でもいろいろ過去の状況を調べた上で、またその扱いについては御相談にお見えになるということにはなっておりますけれども、現在の段階ではまだその扱いについてはお申し出はございませぬ。

○片山基市君 先ほどから繰り返して申しわけないんですが、個人献金としては百五十万円を超えてはならぬということについては決めてあるけれども、それをいわれるもたらしたという罰せられることにはならないんです。

○政府委員(大林勝臣君) 百五十万円を超えて政治献金をする、あるいは受け取ったということになりますと、それについては政治資金規正法上の罰則はございませぬ。

○片山基市君 わかりました。それは実情がつかめないし、しかもそれをやるのは捜査当局であるから自治省は関係がないと、これを聞くのは捜査当局に聞くべきことだという答弁になろうと思ひますからこれ以上聞きませんが、捜査当局も自治省も皆々で、皆かばつておるというふうにしかとれません。いわゆる政治家というものはぬれぎぬを着せられても政治生命がなくなる。これだけ言われたら、そうであるのかはわかりません。薄汚いのが清廉な政治家の方だと思ひます。薄汚いドブネズミのような政治家がおりますとまじめな者も汚れますので大変迷惑しておるとお伝え願ひたい、この議場をかりましてね。非常に残念です。

要るようになっていくことについてわかつておるから選挙の公営化について訴えました、どうかというのを。そのときそのとき答えてもだめなんです。私は一貫したことをやってきておりまして、議員になつてからずっと公職選挙法特別委員会を離れたことがないんです。そのときの思いつきでないんですから、これからはもう少し十分に勉強していただいて、自治省がしてはならぬことまでしていただいてもいいと思いますが、今回政治資金規正法の改正をしようというときに、いわゆる罰則規定のないようなものをつくつてみて、いまのように罰則規定があつても現認されない、司直の手が入らなければどうでもいいというような者があると非常に失礼になりますから、そういうことでまず遺憾だと言つておきます。

さて、自治省の管轄下にある選挙管理委員会というのはどんな仕事をするのか、選挙部長から伺ひたい。

○政府委員(大林勝臣君) 地方の選挙管理委員会の主な仕事としては、公職選挙法に基づきましていわゆる選挙の管理、執行、これが一番大きな仕事でありますけれども、いわゆる常時におきましては、できるだけ有権者に対する政治への関心を強めるためにあらゆる面で啓蒙の仕事をやっております。

○片山基市君 本年の九月二十八日の宮崎日報によりますと、鹿児島市選挙管理委員会が、山下速夫委員長でございまして、二十六日、同市内の鹿児島県産業会館で、九州電力鹿児島支店店長を講師に「エネルギー問題と原子力について」と題した一般市民向けの勉強会を開かれたと。そこで問題になりましたのは、選挙管理委員長の山下速夫さんは、選挙の任務は有権者の選挙に対する意識を向上していくことだ、原子力問題が選挙のテーマにならぬのかは疑問だ、特定企業の講師を選んだことにも驚いている、事務当局から詳しく事情を聞きたいと思つて、こう言われておるんで

すが、これを行っておられる方は選挙管理委員会の事務局長の山下三郎さんでございませう。その人は、エネルギー問題がいま最も重要なテーマだと思ひ、県内で原発の専門家を探したが、九州電力にしか適当な人がいなかった、企業の人を講師にしたのは軽率だったかもしれない、他意はないと、こうおっしゃっておるんですが、いまおっしゃる通りに、有権者の政治関心を高めるとおっしゃいました。

確かに、原子力発電については国民の政治的関心が高いところでありませう。九州の川内で原子力発電所をつくるかつからないかという非常に渦中にありながら、しかもその推進役は九州電力である、国の政策はそうであるということで、この選挙管理委員会がこのようなことをやっていることについては御承知と思ひます。私はどちらがいいかと言うのではありませう。今日の言へば、選挙管理委員会は政治的に中立でなければならぬと思ひますが、そうでなくて、やはり政府の御用機関として選挙を管理すべきでありませうか、政府の政策によって選挙管理をするのでありませうか、お聞きいたします。大臣だろと選挙部長であらうとどちらでもよろしいから答えてください。

○政府委員(大林勝臣君) 選挙管理機関は、もちろん政治的な中立の立場で選挙を執行し、啓発事務にも従事することは当然であります。

○片山基市君 それでは、いまの状態で、こういうようないわゆる県内に二つの問題がある、こういうときに選挙管理委員会が市民の豊かな政治常識を高めるためということでやられることについて適当と考へられていますか。

○政府委員(大林勝臣君) それぞれの地区におきまして、どういふ問題が一番それぞれの地区の政治的関心が高いかという選択の問題は一つあるかと思ひますが、エネルギー問題が一番関心が多いということからこれを一つの政治教育のテーマにしたのだろと思ひます。私もいまおっしゃいました講習会についての具体的な事実について

いは詳しくは承知しておりませんが、ただ、そういう講習会を行い、そういうエネルギー問題を一つの政治問題として選択をしたということ自体は、やはりその地区においてはそれなりの御判断があつたのだろと思ひます。

ただ、御指摘のような、どういふ講師を呼ぶのが一番政治的に公平な立場から望ましいかという判断は、これは別の問題としてあらうかと思ひます。そのときに選挙管理委員会としてどういふ判断でそういう講師を選んだのかということについてまで承知はいたしておりませんが、いろいろな立場の意見を政治教育の一環としてお聞きになるということとは、これは当然あり得べきものであらうと思ひます。ただ、場合によつて、事実関係が一方に偏るというようなおそれがあるような場合には、これは当然避けなければいけないわけでありまして、そういう意味で、選挙管理委員会としても十分にそういう講師の選択というものについては注意すべきものだとは考へます。

○片山基市君 御承知のように、川内に原発をつくることで議論があり、これについて反対同盟も結成されておるところです。その会の代表は永井小八郎さんという人ですが、そういうことで、私たちとしては、この問題がいまおっしゃるよう原子力発電を推進するという政治的な関心だから反対ということもやっていたらだるんですね。まさか原子力発電に賛成の者だけ呼ぶのじゃなくて、政治的中立でありますから、反対の人も今度と呼んでやりたいということにならなければならぬと思ひますが、いかがですか。要求されたら拒否されるべき筋合いでない。それでなければ、いまあなたが言ったように、その地域で選択されるということについての中立性が失われるわけですね。反対と賛成があるときにはどうすべきかは明らかでありますか、どうでしょう。

○政府委員(大林勝臣君) いろいろな政治的な問題については、それぞれの立場から反対な立場もあり、賛成の立場もあらうかと思ひます。いろいろな立場の人の意見を聞くのがまた公平かと思ひ

ます。

○片山基市君 選挙管理委員会がこういう問題を取り扱うことについては、自治省としては各選挙管理委員会の判断に任ずる、その結果どうなるうとも関係ない、こういうことですか。

○政府委員(大林勝臣君) もちろん、その地区においてどういふ政治的なテーマを選ぶかという問題につきましては、地元選挙管理委員会が一番承知をする立場にあるわけでありまして、その一つ一つについて私もそれがいいとか悪いとかいふことをあらかじめ申し上げること自体がおかしいことであらうと思ひます。選挙管理委員会は、それぞれの機関として、独立した判断で公正中立にやっていくことを願つておるのみであります。

○片山基市君 地元で大いにそういうようなことで現実生臭い問題もやることはそのときの選挙管理委員会というところの仕事だということとはわかりました。私、初めて選挙部長の本質を見抜きましたけれども、なるほど世の中も変わりました。よろしいです。

私、本當のことを聞いておるだけのこと、選挙管理委員会というものは、選挙の管理業務をや、そうして棄権をせず、たくさんの方の意見を聞いて間違いない投票をしてもらう、判断してもらうのであつて、現実政治の対応の中で国を挙げて半分は割れるような問題を取り上げていただけのもとは思ひません。原子力発電というものは、そう簡単なものでないであります。御承知のように、南太平洋の諸国では、日本の核廃棄物を投棄することについて反対をし、大統領初め盛んにやっていますね。日本の国の中で廃棄物が捨てられずに、よその国まで行って捨てようというものが、このど根性の日本人がジャップと言われる、さげすまれる理由であります。

私たちは原子力発電についていい悪いを言っておるのじゃないんですよ。こういうようなことはまだ合意を得ておらない。権力としては押し進めていきます。エネルギーが足りないということは大

変であります、そういう意味で選挙部長が率先して進めていることはわかりました。私はこういうことについては中立であつてほしいと言つたんです。しかし中立でなくて、そういうふうに行われておりますから、答弁を求めても御自分のポストを守るためにはまた適当なお答えをしましうから、私は非常に残念だということだけ言つておきます。お答え願つても、自分の立場を守るためにしか発言しないのでしうから必要ありません。

そこで言つておきますが、お金をもらつたら返せばそれで免責になるというふうになつておるようでありませうが、そういう理解をしてよろしいのでしょうか。政治資金も悪いところからもらつて見つかつたら返せば済むということになりますね。それは大臣どうでしょう。

○国務大臣(石破二朗君) それは初めから一切もらわなかつた者と、もらつてから悪かつた気がついて返した者と、これはもう明らかに両者違ひがあると思ひます。

○片山基市君 政治家というのは、御承知のように、単に刑事的な責任でなくて、人格的な問題でそういうことについての責任をとることが求められておるにかかわらず、政治家ほど意地汚くそういうことをしているのではないかと国民に思はれておるときでありますから、私たちはもらつたら返せばいいということにはならないと、こう思ひます。

それで、澁谷直藏代議士は元自治大臣であり国家公安委員長だつたと聞いています。そうすると、これもまた先ほどから選挙部長は知りません存じませんと言つておるようですが、お金をもらつておるといふのが大体一千万円か二千万円だつと報道されておるんですが、それを全部いゆる小分けにして百万円以下にする、そういうことで名前を伏せておるやうに聞いておるんですが、澁谷さんの政治資金の問題については、そのようなことはございませうか。

○政府委員(大林勝臣君) 献金の仕方、その受け

取り方がどうであったかこうであったかというところ、いろいろ類型があるのだらうと思えますけれども、具体的な事件につきましてどういう献金がどういう方法で行われたかというのことは事実関係そのものでありまして、そういう事実関係に立ち入って調査する権限がないということを先ほど来申し上げておるわけであります。

○片山基市君 わかりました。わからぬ人に聞くことは時間だけとて非常に失礼でありますから言いませんが、北野事件というのは、どの党派とも——民社党はもらっておりませんから失礼になるのですが、もう全部関係しておりますから、特定の人に対して、特定の政党にだけおけるのじゃないです。一番大きいのは先ほど来の自治大臣あるいは齋藤大臣、こういうような方が一番大きくクローズアップされて、同郷の士であって信用できたところ言っておる。

こういうことでありますから、それはお互いにかばい合っておることだからこれが明らかにならない。もしそうでなければ、他の党のように議員をやめたりやめさせたり、本人もやめたり、いろいろなことしておるのではありませんか。私たちがとしては、やめてもらったら済むとか言っておるのじゃないか、こういうことが再び起こらないような政治資金規正法のつくり方ですね、これが今度提案される問題だと。ロッキードの問題だからああいうものになったというのじゃなくて、ロッキード以後にこれが起こっているのですから、そういう点では選挙法の改正に伴う諸問題として理解してもらいたい。

大臣、先ほどから言いますように、澁谷さんと齋藤さんの問題は、大体国会議員または大臣クラスの人はこのようなのは普通なんです。百万、二百万、五百万円ぐらいは、そんなものをもらうのは普通なんですか。大臣になつておるからおわかりでしょう。大臣になればお祝いに五百万円ぐらいもらうのは普通の状態でしょうか。石破さんもらいましたでしょうか、こういうふうに聞きたい、非常に失礼ですが。

○国務大臣(石破二朗君) 申し上げようと思えば幾らでも申し上げる自信はありますけれども、どうしても申し上げなければいけませんということになりますれば申し上げます。もらっております。

ただ、先ほど来お答え申し上げておりますとおり、齋藤邦吉氏あるいは澁谷直蔵氏御兩人が北野何が生じる者から金を受け取ったのか受けて取ったのか、あえて私は事実関係を知りませんので断定いたしかねますけれども、それは先ほど来申し上げましたとおり、選挙というものが金がかかる、しかもこれは個人が苦勞に苦勞を重ねて調達しておるという現在の選挙のあり方をこのままにしておいて、そして政治資金規正法だけで政界の浄化を図ろうといつてもなかなか私は困難な問題ではなからうか、かように考えております。

○片山基市君 石破大臣がもらったなどと言っておるのじゃないんです。大臣になればだれでももらえるんですか、こう言ったのであります。決して石破さんがもらったなどと言っておるのではありません、誤解がないように。私、そんな人を疑ってかかっておるのじゃないんです。だれでももらえるものでないのをおもっているのです。不思議だと思つておるのがある、私は。大臣になつたからといつてひよっと小切手で五百万円くれる、そんなことはないだろう。こういうことで、特殊なケースが普通のケースかと、百万円ぐらいいただいたらだめだと言つておるとか新聞に書いてありますから。大臣はそうでないと。何も大臣のもらつた話を聞こうとしたんじゃないか、大臣になればだれでももらえるのかという質問をした。私たちは今後かかることがないようにしたいということから言つたことであります。個人の名誉を傷つけない、あるいは個人をばくそに言つてみたいというつもりではありません。政治資金規正法を改正するに当たりましては、かかることができるだけ起らないような、政治家の倫理ともなうに制度も相まってつくらなければならぬだろう、こういう立場です。

さて、実は理美容業界から内紛ということでも政

治献金の問題が出されておりますから、法務省にお伺いするのですが、これはどのような内容でしょうか。

○説明員(井嶋一友君) お尋ねの事件と申しますのは、全日本美容業環境衛生同業組合連合会、これを略称いたしまして全美容連というふうな呼んでおりますが、全美容連が昭和五十四年の三月に成立いたしました環境衛生法の一部改正案の審議に絡んで国会議員に金員を献金して贈賄をしたという、贈賄の事件ということである。十月二十三日に東京地検に告発がなされて、現在、東京地検でその告発に基づきまして事実の存否を捜査しておるという事件でございます。

○片山基市君 私は、社務の理事でありまして、その法案を成立させることで議員立法になりました。だからやりましたけれども、私のところに一つも来ないんですが、どんなものだろうと思議でたまらぬわけです。私が歳費を公開しておるから来なかったのか、それとも社会党だから来なかったのかかわりませんが、私が申し上げるのは、政治献金といわゆる賄賂というふうなものについて具体的にどこで線を引かれるのかです。政治献金だと認める場合と賄賂と認める場合とは、法務省としてどういうふうに判断をされていきますか。

○説明員(井嶋一友君) ただいまのお尋ねは、いま御説明いたしました全美容連の事件とは無関係ということ、一般的な抽象論ということでお尋ねをいただいたというふうに理解をいたしました。お答えいたしますが、御承知のとおり、賄賂と申しますのは、あくまで刑法上の犯罪の一つの類型でございます。公務員の職務行為の対価として、いわば不法な利益をやりとりするということとろにこの賄賂性があるというふうに言われておるわけでございます。

他方、政治献金と申しますのは、私どもは身はつまびらかにしてはおりませんけれども、むしろ一般的な政治活動の後援であるとかあるいはその支援であるとか、その他いろいろ趣旨におきまして行われる一つの寄付行為であるという

ふうな考えておるわけでございまして、賄賂と申しますものと政治献金というものは本質的にまづ違ふものであるというふうに理解をいたしております。

○片山基市君 その賄賂の問題が出るときに、昭和五十三年の十月に、自民党、社会党、公明党、民社党、新自由クラブの五党による共同提案が出されて、五十四年の三月末に成立した、こういうふうな書かれておるわけですね。そういうことで、名前の出た人の個人の問題じゃなくて、これはこれから起訴あるいは裁判、いろいろなことをやられるでしょうが、私たちとしてはこういうようなことが起こらないためにどうしたいのか。これが一番大きな問題ですが、大臣の方で、このことについての御所見はございませんか。

私から申しますと、このような賄賂の事件が起きました。ところが、告訴されておるわけですね。こういうような事件が起こらないためにはどのような対策をすれば起らないでしょうか。これは御承知のように理美容関係の業者間の内部の対立関係がありまして、それからこれによつて不利益をこうむる側がこの法律を通されたために迷惑した、この法律をつくつたのは特定の業者を助けるためにやつた、こうなつておるんですが、国会では大変むずかしいことですが、大臣から見てどうでしょう。

○国務大臣(石破二朗君) 金銭の授受があつたというところ、それが賄賂に当たるのか政治献金に当たるのか、その辺のことを含めまして検察当局では事実の捜査をやつておるところと、かように考へておりますが、これはやっぱり検察当局の御判断に、あるいは司法権の御判断に任せる以外にはないのではないかと、かように考えております。

○片山基市君 私が取り上げたのは、この法案を取り扱った社会労働委員会の理事として、議員立法の関係がありますから、片一方の方はこうやつて金をもらつたということで罰せられるんだが、法律をつくつた者は関係ないのだからと、われ

らったものは返さないで、不正な分だけ返したような言い方もありましたけれども——不正だというのは正しくなくて、不適当だ。そういうことで、これは公職選挙法では、いかなる場合でも選挙区内における有権者に対して寄付をしてはならぬということから言えば、代替物をつくれば、政治団体を介すればできると。寄付をしたければ、たとえば片山議員が——私、全国区ですから、日本国じゅうだめなんですから、したければ、片山甚市が持つておる政治団体から寄付したことにすればよろしゅうございますか。

○政府委員(大林勝臣君) 現在の選挙法では、あくまで候補者が個人として寄付することを禁止しておるわけでありまして、政党、政治団体、そういった後援会を含めまして政党、政治団体の寄付につきましては、御承知のように選挙前一定期間を除きましては特別な禁止規定がないわけでありす。先ほど来、こういう形にすれば、したらいいうお話でございますが、そういう問題というのは、これは法律についてのどれだけの選法精神かという問題にかかってくるのであらうと思ひます。

○片山甚市君 実は、「自治省は九日「代議士など公職にある者が選挙区内での一切の寄付行為を禁止した公職選挙法違反の疑いがある」との見解を明らかにした」と書いてありましたから、明らかであれば、ちゃんとそういう取り締まるどころでこれは調べてもらいたいというのが普通ではなからうかと思ひますが、それはどうしました。

○政府委員(大林勝臣君) そういういろいろ事実関係が報道されるような問題につきましては、私どもが取り締まり当局に一々申し上げるまでもなく、取り締まり当局としてはそれなりの処理をされるべきものであらうと思ひます。

○片山甚市君 よくわかりました。取り締まり当局のことばかり聞いていて済みませんでしたが、非常な気にさわることを言つて。まあそれぞれ立場が違ふんですから自分の立場を守ればよろしいですけれども、国民は政治家を、これは自治省分

野、これは法務省分野、これは運輸省分野、これは郵政分野などというように言わないで、どの分野であらうと、日本国じゅうの政治にかかわつてい問題については、清潔な政治を、政治の倫理をと言われておるから倫理の問題を聞きまして、倫理は司直の手で裁く以外にはない、いいか悪いかということはいふ言えないということがわかりましたから、そういうのが選挙制度を預かつておる自治省の立場、こういうように理解をしたいのです。が、もう一度くだけけれども部長の方から所信を述べてもらいたい。

○政府委員(大林勝臣君) 先ほど来の御質問、要するに政党あるいは政治資金団体、後援会、すべての政治団体を含めまして、政治献金にかかわる問題について、立法政策の問題もありましようけれども、およそ所管の行政庁がどこまで足を踏み入れるかという考え方の問題であらうと思ひます。

なるほど、所管の行政庁が一つの事件が起りました場合にそれなりの決着をつけるということ、は、まことにさういふことであらうと思ひますが、私どもとしては、やはり政党なり政治団体というものは民主制度を支える根幹のものでありまして非常に自由奔放なものであるべきだと考えております。そういうケースにつきまして、行政庁が一々形式審査の範囲を逸脱したとして一歩でも二歩でも踏み込んでこれに介入するといふようなことになりますれば、かえつて将来の日本の健全な民主政治の発展を阻害するものになるであらうというのが年来の考え方でありまして、いろいろ御不満はありましようけれども、こ

ういった思想といふものは今後とも堅持すべきものと考へております。

○片山甚市君 自治省の担当者の心組みはよくわかりました。私たちがいま言われたことをよくかみしめて、書類報告が間違わないようにすれば大体うまいくいくになるというようにとらえないように、政治の倫理を確立することに一層努力したいと私は考へます。先ほどから反対語を使つてお

るのでありまして、政治倫理を確立するということを言うならば、こういうようなことについては明らかにみづから名のり出て、裸になつてもらい、それで政治家がお互いに尊敬し合へるようになりたいと思ふつもりで言ひました。

そこで、今度の問題でございますが、報告義務の対象者は国会議員、知事、都道府県の議員、政令都市の市長とその議員で、これらの公職の候補者にならうとする者とされておりますが、しかし、現実にはこれらの公職の候補者の選挙運動は金のかからない選挙実現のための公営選挙が相当行き届いておりますが、市町村長や市町村議会議員については必ずしもそのようになっておりません。富士見産婦人科病院の政治献金にも見られるように、市長や市議会議員の政治資金の収支の明確化を図るためにも、それらを今回の対象にしたかどうか。報告義務の対象でなくて、これは公営選挙をする対象にしたかどうかという意見があるのです。が、それについて御所見を賜りたいと思ひます。

○政府委員(大林勝臣君) 選挙公営、非常に歴史が長いものでありまして、古くは大正十四年以来金のかからない選挙ということ願つて、主として国会議員の選挙を中心に拡大されてきた歴史が一つございいます。戦後いろいろ国会の中で御議論願ひまして、国会の選挙にとどまらず、国会選挙と同等と考えられるような知事選挙についてで、あらゆる面で公営を実施いたしておるわけであります。が、国会議員なりあるいは市町村の段階の選挙におきましては、一部任意制公営といふものも実施はしておりますが、国並みの公営といふところまで踏み切つておりません。

これにつきましては、いろいろ御意見のあるところであらうと思ひますが、国の選挙あるいは知事選挙といふものと、その他の選挙につきましては、区域の広狭の問題もございいます。それから費用、つまり法定費用における差といふものもございまして、あるいは公営を行います場合に、地方の選挙になりますと非常に候補者数が多いという

こともございまして、なかなか技術的にむずかしいという面もございいます。そういったものを総合的に勘案をした結果、現在の段階では国会の選挙と知事選挙について特に義務制で非常に広範な公営が行われておるわけでありまして、いろいろ地方の選挙につきましても国会並みに公営を拡大してほしいといふようなお声もあるようでありす。私どもとしましては、いろいろの選挙の種類、の相関係といふものを考へながら研究をいたしてまいりたいと思ひます。

○片山甚市君 全国でありますから非常にむずかしい問題を抱えておると思ひますが、せつかく先ほどからお話があるように、国政もさうでありすが、全体的にお金をかけなくて公平な選挙が明朗にできるような地盤づくり、そのためには少しお金が要つても、ほかで怪しい金を動かさないために、政治が尊敬をから得るようにならなければいけません。これはそれだけでできるものでありませんが、ひとついま部長がおっしゃつたことについては御努力を賜りたいと思ひます。

次に、改正案は、政治家個人への政治献金は、現行法で収支公開が義務づけられておる政治団体を指定して扱うようにしておりますが、政治団体を經由しないで政治家が個人で献金を扱う場合には、新たにその収支報告を義務づけております。問題は、この報告義務を怠つた場合の罰則や税制面からの規制措置がないことで、これは先ほどのお話のとおりであります。税制面での実効性を確保するため、政府・自民党内で、政治家個人に残った政治献金は雑所得とみなし、所得税の課税対象とする案が検討され、前国会の委員会の質疑でも、後藤田自治大臣はそのような考えに賛意を示す発言もございしました。結局、自民党内の調整がつかなくつたのか、今度の改正案から見送られておりますが、要は政治家の倫理の問題として片づけておりますけれども、それでは今回の改正の最大の眼目である政治資金の明朗化が図れるかどうかについて疑問があります。

そこで伺ひますが、後藤田自治大臣は

これを検討しようということであったんですが、今回のことが盛り込まれなかったですね、自治省として、内容についての御答弁を賜りたいと思います。

○政府委員(大林勝臣君) 今回の制度につきましては、実効性を担保するために考えられましたのが、罰則の問題をどうするかという問題、それから税制上の問題をどう連結させるかという問題の二点であったのであります。

罰則につきましては、いろいろの御批判がございしますが、現在の政治団体の場合でございますと、これはもう団体の収支そのものがすべて一〇〇%政治資金であるということはだれの目にも明らかでありますし、現行法でもそれを前提として規制を加えておるわけであります。今回初めて改正案に盛り込んでおります政治家の個人個人の政治献金という話になりますと、一人の生身の人間、つまり公的な部分、私的な部分がまざり合つた政治家の政治献金でありますだけに、具体の献金というものがどの範囲まで政治献金であり、それからどこからこれは私的な資金であるかという区分けの問題を解決しないことには罰則の構成要件も立てようがないわけであります。

ところで、私も立法技術上何が政治献金であるかという具体的な基準をいろいろ模索してみたのでありますけれども、何となくいゆる政治活動というものの概念自体が非常に望洋としておりまして、それが政治活動であつてそれが政治活動でないということもなかなかはっきりいたしません。したがつて、それに関する献金というものの区分けというものを、具体的に法律で個々の基準を設けてはつきり区分けするということも立法技術上は不可能であります。したがつて、この法律の前提としては、個人のいろいろな献金の中で、およそ政治献金とそうでない献金につきましては、やはりこれは政治家御自身の倫理の問題として、御自身ではつきりと区分けをしいただかざるを得ないのではないかということから出発をし、御自身で区分けをしいただいた

政治献金については指定団体制度を御利用していただくのを本則とする、こういうふうなことにしたわけでありまして、もともとこの出発が政治献金とそうでない献金についての区分けの問題を政治家自身の倫理の問題としてとらえざるを得なかったものでありますから、そういうものについてまでいきなり罰則の対象とするということは立法政策上いかにがであらうかという非常な疑問を持つたわけでありまして。

したがつて、罰則はこれの際見送るということにせざるを得なかったわけでありまして、同時に、先ほど来御質問になつております税との問題、要するにこういった報告制度をつくつたからには、報告しなかったというケースについては当然に税制上これを難所得とみなすというふうなことがもしできれば非常に効率的ではなからうかという強い考え方が、私もただけではなしにいろいろな方面にございまして、相当の日数を使ひまして税務当局とも協議いたしたわけでありましてけれども、税には税の哲学と申しますか、理屈というものがあるものであります。いわゆる実質課税の原則からいまして、やはりこういった形式的な報告があるかないかというだけで税の取り扱いを決めるべきではなくて、税はやはり実際に政治活動にその資金が使われたかどうかという事実に基づいて課税をするのが税の体系である、こういうこととございまして、私もその希望と税の取り扱いというものが、そういう意味で調整ができませんでしたために、今回の改正につきまして税制についての関連も盛り込んでいくまでに至らなかつたわけでありまして。

○片山基市君 前後の様子がよくわかりました。ただ、先ほど言いましたように、後藤田自治大臣がそういう発言をされておつて今度出ておられますので、念を押して聞いたところであります。何しろわれわれの政治倫理というものを問われておる政治資金規正法だと思つて身の引き締まる思いがしますが、石破大臣が言うように、お金が要る選挙じゃないか、つらいじゃないか、こういうことにつ

いてはわかりませんが、国民はそのところをやはりよく見ておるというふうに思つて、しっかりと法案については御審議を賜りたいと思ひます。指定団体の届け出、報告等により政治献金の入りの部分は若干なりとも明らかにされていくけれども、依然として出の方には不透明の部分が残ると思ひます。出の不透明は、政治献金を一たん政治家の指定団体に入れた後、そこから寄付の形で引き出し、これをどのように使つても報告義務が課されていないなど、改正案の仕組みそのものがしり抜けになつておると思ひます。この点の規制をどうするか。言葉で言えば逆流防止装置をどうしてつけないかといったことについて御説明を賜りたいと思ひます。

○政府委員(大林勝臣君) 今度の改正案の基本は、やはり政治家個人が受け取られた政治献金をそのまゝ個人としてお持ちになつておるということと自体にいろいろの疑惑が集まつたところから出発をしておるところでありまして、できればそれぞれの方々が御持ちの政治団体、これは第三者の政治団体でありますし、会計責任者という経理の専門家もございまして、現実の経理の取り扱いにおきまして、すでに現在の段階でも大多数の先生方のお話をお伺ひしますと、実際に政治献金を受ければそういった御自分の信頼する団体に入れになるというのが常態であらうと私も承つておりますので、そういった第三者である後援団体にその経理をやつてもらつて、その後援団体の手を通じて報告をするということが一番望ましい案ではなからうかということが指定団体制度を基本にいたしましたわけでありまして、事柄の出発点が、そういった疑惑を受ける政治献金というものの取り扱いをどう法律上チェックするかというところから出発しておりますので、いろいろな政治献金の中でも、政党であるとかあるいは御自分の一番の信頼関係に立つておる後援会、そういうところから受ける献金そのものにつきましては、これをもう個々の政治家が私ごとにお使いになつておることはあり得ないのではないだらう

か。もしそういうことにいたしましたことがわかりましたら、もうすでにその政治家自身の政治生命の問題にひつかつてくるのであらう。こういうこととありまして、そこら辺は個々の政治家の倫理綱というものを御信頼申し上げるべきではなからうかということ、ただいまのような改正にいたしておるわけでありまして。

○片山基市君 部長の方は余りめないように官僚としては一番無難な御答弁をしいただいておるんですが、先ほど石破大臣が言うように、われわれは生き身ではないか、生きておる、苦しい、こういうお話があつて、そうめつたやたらに言われても、選挙の公費等がうまくいかないと、金が要れば苦しまされに何とかやるから大変だぞと、こういうふうにおっしゃつておられますから、それは部長と大臣との違いだと思ひます。苦しみをうんとされた石破大臣はそういうふうに本音を吐かれるし、行政の方から言つて、取り締まり法規を間違つたらいけませんからやっぱりちゃんとした筋道を言われる、お二人とも間違つてはいないですけれども。

実は、せんだつて総理大臣が政治資金について、総量緩和について反対を言つておられますが、今回のいゆる政治資金規制の総量緩和についての首相の考え方はどういふように盛り込まれましたか。

○国務大臣(石破二朗君) 御承知のとおり、政治資金規正法の五十年改正の附則第八条によりまして、昭和五十六年一月一日、つまり法律施行後満五年たちますればこれを見直すことになつております。その際には、各方面の御意見等を承り、五年間という経験の上に立つて総合的に政治資金のあり方、もちろん人間的に何なり一切合財含めまして再検討しようというのが法律の趣旨でもあります。現在、資金枠を拡大するとかいふ声があります。と、総理大臣の耳にも入つておることとは思ひますが、総理大臣あるいは自治大臣といひまして、そういうことを具体的にあれこれ考へて

か。もしそういうことにいたしましたことがわかりましたら、もうすでにその政治家自身の政治生命の問題にひつかつてくるのであらう。こういうこととありまして、そこら辺は個々の政治家の倫理綱というものを御信頼申し上げるべきではなからうかということ、ただいまのような改正にいたしておるわけでありまして。

○片山基市君 部長の方は余りめないように官僚としては一番無難な御答弁をしいただいておるんですが、先ほど石破大臣が言うように、われわれは生き身ではないか、生きておる、苦しい、こういうお話があつて、そうめつたやたらに言われても、選挙の公費等がうまくいかないと、金が要れば苦しまされに何とかやるから大変だぞと、こういうふうにおっしゃつておられますから、それは部長と大臣との違いだと思ひます。苦しみをうんとされた石破大臣はそういうふうに本音を吐かれるし、行政の方から言つて、取り締まり法規を間違つたらいけませんからやっぱりちゃんとした筋道を言われる、お二人とも間違つてはいないですけれども。

実は、せんだつて総理大臣が政治資金について、総量緩和について反対を言つておられますが、今回のいゆる政治資金規制の総量緩和についての首相の考え方はどういふように盛り込まれましたか。

おるわけではありません。

○片山基市君 吾等、私のところへ来るのは、おまえさんは五十年にああいう政治資金規正法についての審議をするときに立ち会った人間だが、あのときの百万円といまの百万円と同じと思うか、そういう意味でも見直してもらわないと困るんだぞと、こういう話があつて、総量の緩和の問題もありますが、そういうことは自民党の中ではないと理解してよろしいですか。

○国務大臣(石破二朗君) そういう御意見をお持ちの方が多数あるということも承知いたしております。

○片山基市君 今回のいわゆる個人献金の問題については、百万円以内の人については名前を出さなくてもよろしいという現行の個人献金、それをもう少し百万円を割るようなことにすることはできませんか。

○政府委員(大林勝臣君) 今回の改正は、とりあえず先般の航空機騒動問題等に端を発します個人献金の収支報告というところに集中して制度の立案をいたしたものであります。御質問の百万円を超えるものについては、寄付者の名前が出る、それがどうであるとかこうであるとかいう御意見は前々からございますが、こういった問題、つまり基本問題は一応五年後の見直しの問題と考えまして、とりあえず個人の収支報告の道だけをつくったものであります。御意見の問題というのは今後の課題と考えております。

○片山基市君 実には、個人献金あるいは企業献金についての善悪の総論のお話でございますけれども、やはり政治家に対して個人献金をするというところについて非常に抵抗もありませんが、日本の国民の考え方を変えてもらうために、政党、政治家に献金することができるといふ、代表を自分が選べるというように誇りを持つような運動をして、やはり金額は少なくてもいいから、自分の名前を出しても献金したいという運動を、むしろ選挙管理委員会といふ選挙の浄化運動などですた方がいいんじゃないか。いま、現状につ

いては百万円について類を下げる意思はない、そういうことはできないと言っておられるようでありますが、名前を出して、それを先ほど言ったように多くの人に閲覧をさせる、そしてそれがどのような人に献金をしておるかということがわかることの方が非常に政治的に意義があるのではなからうか。先ほどからお伺いしたところによると、いわゆる個人の名前で非常に失礼をいたしましたけれども、齋藤さんあるいは藤谷さんの名前が出たりしましたけれども、なぜこれが問題があるかというところからどうお金が出たのか入ったのかということがわからないとお金がかかることも明らかだ。

こういうことでありますから、もう一度お聞きしますけれども、やはり個人献金をされる場合には名前を出していただくし、企業献金の場合にも同じように名前を出していただくことが、何のために出したかということが明らかにしたいのではないかとおっしゃるんですが、それはいかがでしょうか。

○政府委員(大林勝臣君) 確かに、理屈の上ではそのとおりであります。政治資金というものはできるだけ公明正大にその出所を明らかにするというのが理想でございます。ただ、やはり現実の問題といたしまして、個々の有権者が献金をいたします場合に、政治献金ということになりますと、やっぱりほかの社会的な献金、福祉関係の献金であるとか文化関係の献金、いろいろございまして、政治献金については特に寄付者側が匿名制を希望するという一つの特色を持っております。これは何れも日本人だけではございません、世界各国共通の感情でございます。ヨーロッパ諸国におきましていろいろな各党が個人献金の収支に長年の間努力を積み重ねておりますけれども、結局そこに一番大きなネックがあるためになかなか献金が集まらないうのもまた事実であります。そういった現実の国民感情というものが片方十分に踏まえ

て考えざるを得ないと思っております。それが一体百万円がいいのか幾らがいいのかというものはまた別の判断であらうと思えますけれども、個人献金の問題につきましては、常にそういった有権者側の匿名制というものが片方十分考慮に入れたうえで考えざるを得ない、こういうふうに思います。

○片山基市君 お話を聞きました。大体政治資金規正法については私の先輩の議員が後日系統的にお聞きすると思えますから、これで政治資金に関することはやめまして、次の問題について若干触れてみたいと思えます。

先ほどから選挙公営の問題についてお話をしましたけれども、今日の選挙運動のはがきの問題、あるいは選挙事務所の使用料の問題、選挙運動のビラの問題等について、現状を拡大するような考え方では検討してみようと思いませんか。

○政府委員(大林勝臣君) 冒頭で御質問がございましたような選挙公営の拡大の内容の問題でありますけれども、選挙公営というものは、御案内のように、管理の公営というものと、それから費用補助的な公営というものと、二つに分けられるのであらうと思えます。従来、長年の間やつてまいりましたのが、どちらかと申しますと管理上の公営、まあ選挙公報であらうがポスター掲示場であらうが、そういったものは管理上の公営と心得ております。昭和五十年に至りまして初めて、ビラ、はがき、自動車、つまり個々の候補者の実際に選挙にお使いになる手段につきまして、一定の限度以内で国が費用負担をするという費用公営、費用負担の公営というものを始めたわけでありま

す。ただ、この問題につきましてはいろいろ技術的な問題が随伴をしております。やはりそういった個々の選挙運動手段に対する費用負担を考へる場合にも、その費用の支給の方法、相手方、こういう問題がまた関連して大きな問題になるわけでありま。まあいろいろたくさん候補者の方もおられますために、やはり候補者御自身にそういった費用を支給するというのはいろいろまた問

題が多かるうと。したがって、やはりポスターであれば印刷業者、ビラであっても印刷業者、自動車であればその自動車会社であるとか借りた相手方、こういうところからの請求書を一々とっていただいて、非常に手続が複雑なのでありますけれども、費用負担の公正を図つておるところであります。今後どういふ部門がそういった管理の公営であるとか費用負担の公営として望ましいものであり、また技術上も公正に確保し得るかというところについて、現在私も研究課題としていろいろ勉強をしておるところでありまして、具体的に御意見をその都度賜れば幸いと思ひます。

○片山基市君 そこで、選挙運動の中で戸別訪問については、これは原則的な自由といえますか、これを認めるような形にして、買収とか被買収の問題については従来と違つてうんと罪を重くして、それができない、罪を重くすれば解決するという意味じゃありませんけれども、戸別訪問については今後選挙運動でどういふようなお考えでしょうか。

○国務大臣(石破二朗君) 戸別訪問につきましては、すでに最高裁の判決も出ておまして憲法上の疑義は一応解決したと、かように考えますが、さてそこで、憲法とは離れて、戸別訪問に関する規制を緩めたらどうかという御意見もいろいろあるようでありまして、これは非常に慎重に検討する必要があると思ひます。

お互い、選挙します者、体力の限界もありま。選挙にどうしても勝たなければならぬということになりますと、特に私は年から言ひましても余り自信がありませんが、お互い大変な問題にならうと思ひます。さらにまた、その間に御指摘のありました別のものがつきまとう、つきまといやすいということになれば、これはいよいよ大問題であります。さらにまた、戸別訪問を受ける側は預金、保険、その他の勧誘をお互い受けることが多いのでありますけれども、これはまあある程

先ほとから論議がありましたけれども、政治家の倫理の問題ですが、それがもともと問題で法改正をしようとか、あるいは後ほど御質問します。が、総量規制の問題等も昭和五十年に出たわけですが、その一番つぼのところが何も規制しないです。この法案を出しになった真意というものが私はわからない。そういう点、その点で何らかの基礎といえますか、そういうものをなぜ設けなかったのか。技術的にむずかしいというようなことをおっしゃっていましたが、これはやはりむずかしい

くても何か必要だったんじゃないか、こう思いますが、いかがですか。

○政府委員(大林勝臣君) 事柄の出発点が公私の区別ということでございますから、まずその公私の区別をどうするかという、基準をどう考えるかというのが、一番の問題に実はなつたわけであります。ただ、いろいろ考えてみても、政治献金であるかどうかの具体的な基準ということになりますと、そもそも政治献金とは何であるかという話になってくるわけであります。ひいては政治活動とは一体何であるかということになります。

○大川清幸君 そうですね、選挙運動の規制をいろいろ設けておられますけれども、選挙運動と政治活動の境界いかにという問題が常に問題となる以上に、やはり私的な問題と公的な問題の区別というのは大きな問題であろうと思つて、しかも、生身の人間、面を持っておる人間、しかも個々の政治家によつて、またその地位によつて政治活動の範囲というものはそれぞれ違つてあると思つて、これを一律に何か具体的な基準をつくるというの、結局はもう立法技術上不可能に属するということでございまして、非常に努力はいたしたわけでありますけれども、やはり事柄の本質は、個々の政治家の方々の倫理判断にお任せざるを得ないという結果になつたわけであります。

○大川清幸君 そこで、今回提案された法案の中で、政治資金を取り扱う政治団体を政治家が指定することになっております。この指定団体設置の目的と、この団体の性格といふか、概念といふか、それをどういふふうにとらえられて、これは提案なさつたんですか。

○政府委員(大林勝臣君) まず、個人の収支を明確化する手段といたしましては、やはり個人が個人として経理をし、報告をされるよりは、まず個人に入つてまいりました政治献金を第三者である政治団体を通じて報告をしていただく方がより客観的であろうと考えられた点、その政治団体をどうするかということにつきましては、やはり

り現実の政治の上でほとんどの政治家の方々が後援会というものをもちでございまして、やはり後援会というのがその支持する政治家との政治的信頼関係という意味では最もたるものであらうと。そうであれば、その一番信頼できる第三者である後援会、それを指定していただきまして、そこを通じて報告をしていただくことがきつめて望ましいし、しかも政治団体の収支報告制度を長年やつております現行制度にも一番乗つかりやすい方法ではないだろうか、こう考えた次第でございます。

○大川清幸君 そうすると、ただいまの御説明ですと、なかなかチェックのしにくい政治資金の流れについて、指定団体をつくつて、そこを通すことによつてチェックをしよう、こういうお考えで指定団体の規定を設けられたと解釈してよろしいですか。

○政府委員(大林勝臣君) そのとおりであります。

○大川清幸君 そうしますと、この法案全体の中で幾つか問題が出てきます。それは、現行の法律の中でも、この指定団体以外のいわゆるその政治家にかかわる政治団体、これは併存しておりますね。しかも、政治資金と判断をしたものを指定団体に納入するほか、政治家個人が保有金として運賃できる部分もありますね。そうすると、この指定団体を通つたものについてはなほど流れがある程度チェックできる。それも後で百万円その他のことでは欠陥が出てきます。いまおっしゃつたような目的には十分機能しない指定団体の性格になると思いますが、いかがですか。

○政府委員(大林勝臣君) 指定団体以外にも関係する政治団体というのがたくさんあることは承知をいたしております。そういう場合には、結局は、もし指定団体以外の政治団体に寄付をされたということになりました場合には、その指定団体でない政治団体で、指定団体以外の政治団体に寄付されたということになれば、その団体の収入面でもなから寄付されたということは、これは現行

制度でわかるわけでありますし、また、そういう指定団体以外の政治団体から候補者の方へたえは還流するといふようなこともございまいしょうけれども、これはやはりその限りにおいては保有金として個人々々から御報告をいただくというスタイルにしておるわけであります。したがって、指定団体というものを後援会に限つたから候補者の政治献金というものの内容が明らかにならないではないかと私も考えております。できるだけ政治団体のうちのつまり指定団体、指定団体に全部入れていただくということを理想としておるわけでありますけれども、ただ、政治団体をお持ちでない政治家というのでもございまいしょう。そういう方に無理に政治団体をつくつてくださいといふのもいかがであらうかということで、保有金制度といふものを別途残しておるわけであります。

○大川清幸君 ところで、この指定団体自体に対するいろいろな規制は、このことだけでは余り明らかじゃないんですが、指定団体の個数については何ら制限はないわけですか。

○政府委員(大林勝臣君) 指定団体の数については制限はいたしておりません。

○大川清幸君 そうしますと、先ほどの片山先輩との間の論議でも問題になりましたが、たとえば年間百万円を超えるものについては収支の報告あるいは大臣なり地方所管の選挙等が公表するといふような規制はありますけれども、技術的にこれら数個の指定団体等に分散をする等のごことが行われるとすれば、献金の実態、政治資金の実態は全く国民の前に明らかにされない可能性があるとと思われるんですが、その点はいかがですか。

○政府委員(大林勝臣君) 指定団体の数を必ずしも一つに限らなかつたのは、現実の政治団体のあり方から考えまして、またその支持する政治家との関係から考えまして、東京に後援会をお持ちであると同時に地元にも後援会をお持ちという先生が相当おられると思つて、東京では東京での政治活動あるいは地元では地元における政治活動が

必要であるからこそそういう政治団体が生まれておるのであらうと思つて、また個々の政治家によつてどちらを重点にするかといふこともそれぞれ違つておると思つて、したがって、そういういろいろな政治活動の態様から特に指定団体の数を限らなかつたわけでありますけれども、要するに指定団体として指定をしていただければ、その指定された政治団体というのは届け出をされた直後に別途公表をいたしますから、この先生についての指定団体はこれとこれといふことはわかるような仕組みになっておるわけであります。

○大川清幸君 この指定団体でも一つお伺いをいたしておきたいのは、たとえば都道府県選挙の所管である一団体の、こういうようなものは当然存在する形になり得るだろうと思つて、この場合には政治資金の収支の決算の報告を所管の選挙なりあるいは自治省に出すとすれば公表されるわけですが、公表の場所なり時間的なラゲというか、場が違ひますので、その辺は国民の側から見ると大変わかりにくいんですが、この辺のところはいかがですか、どうなりますか。

○政府委員(大林勝臣君) 指定団体が指定をされて、政治家個人の手にかわつて報告をするというシステムになつておるわけでありますけれども、その際の報告の相手方は、現在の政治団体を所管する所管庁に報告をするような仕組みにいたしましたわけであります。と申しますのは、現在の政治団体の報告の届け出先そのものが、その政治団体の支持する候補者の身分、たとえば国会議員であるとかどうであるかといふ身分によつて決めておるのではありませんで、その政治団体の活動範囲、つまり二県以上にまたがる政治団体であれば自治大臣、一つの県内の活動を主とする政治団体であれば県と、こういう活動範囲によつて決めておりますので、今回の個人の収支報告につきましても、現行制度の政治団体の届け出先そのものを利用するということにいたしましたわけであります。

○大川清幸君 この指定団体に入れた金が仮に、

ますと、いわゆる政治家の役職といいますが、職務権限といいますが、こういうものがかわりがあると思われる関係の民間の団体あるいは法人、個人の寄付については、やはり何らかの制限規定みたいなものが必要だと思ふんです。先ほど自治大臣の選良としてのお話がありましたが、あの点から言ってもこれに要らないという御答弁になるかもしれませんが、先ほど来たたびにお話が出ました富士見病院の北野献金事件、もう繰り返しますが、厚生大臣であった齋藤氏、千九百万円という金額も報道されています。元自治大臣、国家公安委員長であった澁谷氏についても二千万円何がしとかいろいろ報道されました。澁谷氏の場合は法の抜け穴を巧みに利用した形になっておるようでございますが、こういうようなことが今後起こらないという保証はないのです、この新しい政治資金規正法を施行したところで、したがって、先ほど罰則ないしはそれに準ずるような規定というところについても明確な御答弁がない、まあ努力をするということだったんですが、せめてこの政治家の役職、職掌にかかわる部分については、何らかの制限規定をお設けになる考えはありませんか。

○政府委員(大林勝臣君) 往々にして、いろいろな事件が起こります。その政治家の職務権限とかかわりという問題が一つの大きな問題になるのも常であります。そういう趣旨からおっしゃっておるのであると思いますが、まさに職務権限の範囲という問題自体が非常にむずかしい問題でありまして、刑法上の贈収賄罪一つを取り上げて考えてみても、その職務権限との関連ということがポイントになるほどの非常に大きな問題であると同時に、非常に範囲が明確にしたい性格を持っておりまして、したがって、一概に職務権限に關係があるという一事をもつてすべての關係の政治献金を禁止するところまで踏み込むことについては、いかがかと存じております。

○大川清幸君 むずかしいことはわかりますけれども、刑法上いろいろな事件が起ればそれで追及

をされて、その方の職務権限を利用したかどうかということについての実証ができれば刑を受けるということになるんでしょう。職務権限、技術上いろいろ法律論から突き詰めるのがむずかしいというふうに思ふのですが、国民の常識から見ても、厚生大臣が監督指導しなければならぬ病院、その他病院關係の団体、こういうような方からはもらわないように、慎むような規定ぐらいは私はぜひ欲しいと思ふ。

世間がどう考えているかということについて、ちょっとここで話しますと、十一月九日、読売新聞だと思ひますが、「日医の巨額な政治献金と、選挙協力をめぐるある種のブラフ(選挙前に武見会長が議員を日医への「協力度」によって支援のランク付けをする)に一喜一憂する議員たちのいることはよく知られている。所沢の富士見産婦人科病院の理事長、北野早苗が行っていた一連の政界工作は、いわば、「アメとムチ」を巧みに使った日医方式のミニ版」だ。これは医療不正天国といいますが、最近ずっと摘発をされました診療報酬の不正請求の実態の解説記事として出ておる。これは読売新聞の報道ですが、一般国民の見方もこういう見方をしている方が多いというふうにも思われるわけでございますので、先ほどの政治資金その他の資金の区別の判定も政治家個人に任せることにしたんですが、せめてその政治家個人の判断として、やはりこれだけの職務権限にかかわる危険性のあるものについては慎重にむづかしい精神規定は、これは入れられないんですか。

○政府委員(大林勝臣君) いろいろ御意見はあるところであらうと思ひますが、結局、そういう政治家の地位とそれから政治資金の取り扱いという問題は、やはり現行法で定めておりますような補助金をもらつておるような団体であるとか、出資金をもらつておる団体であるとか、利子補給をもらつておるとか、赤字であるとか、こういう非常に具体的、客観的な基準が明確なものにつきましては規定がし得る問題であらうと思ひますけれども、非常に漠然とした前提を置まして政治献

金の取り扱いを決めることにつきましては、私も相当の疑問を持つ次第であります。

○大川清幸君 次に、現行法の附則八条、先ほども論議になっておりました。これは御承知のとおりはば五年たちまして、五十六年一月一日の期限が迫つております。これらの趣旨のつとめて見直しの作業等についてはどの程度進んでおられるのですか。

○政府委員(大林勝臣君) 五年後の見直しというのが今後の一番大きな課題になろうと存じておりますが、過去四回収支報告も済ましてまいりましたところでありまして、過去四回の収支報告の内容を現在分析しておりますところでありまして、そういった過去の実績を踏まえまして、今後政治資金というものが基本的にどうあるべきかという問題に取り組みわけでありますけれども、いろいろ資料は集めながらも、ただ、基本的なあり方の問題というところになりますと、結局、先ほど来大臣もお答え申し上げておりますように、選挙制度の問題というものとどうしても連関して考えざるを得ないと思ひます。現在のよう個人本位の選挙制度だからこそ個人に金がかかり過ぎるのだ、だから現在のよう個人に金がかかり過ぎるという現実をそのままにしておいて、単に資金面だけで物を考えるというのは果たしていかなるものであらうか。やはり先進諸外国で行つておりますような、政党が責任を持って選挙をやる、政治を行うというふうなかつこうにいたした上で、それとの関連で政治資金のあるべき姿というものを考えるのがこれまた本筋であらうと思ひます。

従来、いろいろ政治資金の問題について、選挙制度審議会でも検討され、答申をされてきたところでありまして、審議会におきましても、基本的な哲学といたしましては選挙制度の問題が基本の問題である、ただ、現在の世の中の実態を考えれば手をこまねくわけにはいかないというところで、昭和五十年の改正になつたような答申を出しておるわけでありまして、できるだけ速やかに選挙制度の政党本位への移行を考えるべきだとい

うのが、また片方非常に大きな宿題になつております。両制度の関連を考えながら検討をする必要があるわけでありまして、各党各派それぞれの御意見をちょうだいしながら総合的に検討する必要があります。

○大川清幸君 そうすると、ただいまのお答えですと、各党各派との相談も必要だということ、これは総理大臣もおっしゃっているの、当局もそうした努力、その方向で作業を進めようということだと思ふんですけれども、そうしますと、この五十六年一月一日の期限はもう来年ですからすぐ参るわけですが、いまおっしゃつたような選挙法あるいは政党法その他の絡みで作業を進めていくについては、この議決を受けた五十六年一月一日の期限よりもかなりおくれるということですか。事務レベルではどのような目標を立てていらっしゃるのですか。

○政府委員(大林勝臣君) 附則八条は、五年を経過した時点において、それまでの経緯を勘案して基本的な問題、全般的な見直しを検討すると、こう書いてあるわけでありまして、その規定そのまゝ私も理解をいたしまして、過去四年間の収支報告書の分析をいまやっておるわけであります。来年から検討を始める、こういうことであります。その検討の仕方について先ほどお答えしたところでありまして、確かに事柄というのは、簡単に結論がまとまるような性質の事柄であるとは考えておりません。

○大川清幸君 そこで、作業はこれから、準備はなさつておるといふこと、入り口があくのは来年の一月一日、そこから努力をしようということだと、これは何年かかるか、と興味深い話をお聞きしておきたいですね。どうなんですか、大体、事務の目標を立てておやりになるような構想なり何なりお持ちじゃないんですか、事務局は。

○國務大臣(石破二郎君) 事務当局の見通しいかなという御要請でありますけれども、問題は事務じゃないと思ふのです。事務ではない。事務は、

これはもう極端なことを言えば一カ月もあれば十分できます。そうじゃないんで、選挙制度そのものを改正しなければ、本当は政治資金だけを規制してみても政界の浄化を図るわけにもいかず、国民の議会制度に対する信頼もなかなか回復することとはできない、選挙制度をどうするかという問題であります。選挙部長が申しましたとおり、私も現在のところはできるだけ党首選挙という方向に持っていく、そして個人が金をそう無理して集めなくても済むようにするという方向でやっていけば、各会派のお話し合いがつけば、私はそうむずかしい問題ではないと思います。

世間ではよく何か大会派だけに、大政党だけに有利な選挙制度を考えやせぬかというような御指摘もありますけれども、少なくとも、私個人になりましてはありませぬ。一自由民主党のために私は努めておるつもりはありませぬ。各国会議員、各会派の方も恐らくすべてそうだろうと思えます。民意が本当に政治に反映するように、そして国家、民族のためにということで議員の皆さんもお働きだろと思えます。そうとしますならば、一党一派の利害等にこだわって本気で活動など私ではできません。そういうこととではありますので、事務は私はそうむずかしいことは、時間からぬと思えます。お互いが本心に腹を割って話し合いますれば、お互い日本人であります、問題の解決にそう時間がかかるはずはないと確信いたします。

○大川清幸君 大衆御確信のある大臣の御答弁なんです、選挙法その他定数の問題や全国区のいろいろ問題でも、自民党さんの中にもいろいろ御意見の違いがあらになると仄聞をいたしております。各会派との相談も、それは選挙の明朗化、政治活動の明朗化についてはだれも効果を上げたいと思っております、そうした技術的な問題や利害関係ではなかなかむずかしいので、大臣のおっしゃるようなうまく運ぶかどうか私

は心配をいたします。ところで、いまの御答弁の中で党首選挙にしたいののではないかとような御発言がありました。これは自治大臣個人のお考えですか、自民党さんのお考えですか、政府のまとまった見解ですか、どうでしょう。

○国務大臣(石破二朗君) 政府の選挙制度審議会の答申とは申せないかもしれませんが、中期的な報告によりまして、党首選挙の方向に順次移行するのが是であるという結論になったように承知いたしております、自民党、内閣、これら意思統一がもたらされておるわけではありませぬけれども、何とかして党首選挙の方向に持っていくという気持ちは、確かめてはおりませぬけれども、大体方向としては恐らく間違いないところではないかと思えます。

なお、私がこういうことを申し上げますのは、先日、衆議院の公職選挙の調査特別委員会におきまして、社会党所属の委員の方から、選挙制度を根本的に改めて十年後にこれを適用するということになれば、法律の根本的改正、党首選挙的な方向に向かつての改正はあながちそうむずかしいことではないかと思うという御意見の御開陳がありました。実は私も以前から、この前の選挙のときから申し上げておりましたけれども、どうして党首選挙に持っていくか、いまはそういう考えを持っておりませぬけれども、あえて選挙当時のことを申し上げますれば、それには現在のような衆議院中選挙区制のもとにおいて党首選挙というものは事実上不可能に近い、だから小選挙区制に改めて党首選挙をやれば、個人でそうお金を集めなくても済む、政界はおのずから浄化されるであろうと言ったのであります。

その際に私が申ししたのは、実はこの衆議院の小選挙区制の問題は、第一次鳩山内閣だったと思いましたが、昭和三十年、三十一年ごろで記憶しておりますが、あれからもうすでに二十四、五年たつておる。仮にあのときに、二十年先

にこの法律を適用するというようなことになさっておりましたらば、世間の常識には反したかもしれませぬけれども、その当時の議員の方々あるいは御賛成が多かったのじゃないかと思うのです。でありますから、いまでも、議論ばかりしておるよりか、十年先にこの法律は適用するのだというのでもいいと思えますから、そういうことをして選挙制度そのものを改めていく、それに伴って政治資金規正法も本来のあり方に戻すというのがいいのじゃないかと思えます。

○大川清幸君 この議論をしていって果てしがないから……

それで、個人献金への移行のことについても先ほどちょっと議論がございましたが、私も念のため聞いておきたいと思うわけです。仮に、黒い政治資金といいますが、そういうような性格のものでないとしても、巨額な金額はそれなりに影響力と圧力を伴うということは世間の常識でありまして、先ほどの職務権限のところでもお聞きをいたしましたのですが、五十年にせつかく設けた総量規制もこれは外されてしまうというように、それから政府見解としては、昭和五十年の五月ですから、これは三木内閣のときですか、企業も政治活動の自由があるし、企業の献金もできるのだというような一応の統一見解。それから自治大臣御自身の衆議院の委員会等での御答弁でも、企業献金悪ならず。これは企業献金そのものを頭から、のつけから悪だという議論はちょっと乱暴だと思ふんですけれども、巨額な献金が流れたためにいろいろな動きがあつて、この政治資金規正法の改正もずいぶん抜け穴があるけれども早目に出さざるを得なかったといういきさつもあるのだらうと思ふんです。そういう点から考えまして、やはり百五十万円の上限を設けたことも、それらの背景を踏まえての決定だったと思うわけでありまして、したがって、こういうような政府の統一見解や自治大臣御自身の御発言を伺っておりますと、附則八条の趣旨と大衆矛盾するように受け取られるので、これは糧当を欠く発言といえますか、各党

との話し合いでこれからやっていただければよいことであつて、このような意味での御発言は、ちょっと私としては納得がいけないというか、そういう感じを受け取っておるんですが、この企業献金と個人献金についての御見解を伺っておきたいと思ひます。

○国務大臣(石破二朗君) 附則八条によりまして政治資金のあり方、根本的な見直しはもちろん各党各会派の御意見を十分拝聴し、五年間の実績の上に立つた適切な改正をしなければならぬと考えておりますし、さらに先ほど申し上げましたとおり、政治資金を明朗化しますためには、どうしても選挙制度そのものを再検討、根本的な検討を加えなければいかぬということがその前提になるわけでありませぬけれども、企業献金と個人献金との価値判断の問題であります、私個人でどうこうということをお考えもありませんし、またできるわけもございませんので、自分としては、他の会派はよく知りませんが、たとえば私の所属します自由民主党の議員の多くの方々が、有志の御好意によつてでありませぬ、何々君を励ます会というようなのがずいぶん開かれております。KDD事件に関連してであります、郵政省に若干の問題があつたやに承知いたしておりますけれども、果たしてあれが郵政省だけで済めば大衆幸いだと思いますし、また経済界等の皆さんにおかれましては、あれに出てこれに出ぬというわけにもまいらぬ、その金額は別としても毎晩のように顔を出さなければいかぬ、これはどうかという御批判もあります。個人献金だけということになりましたと、大変な別のエネルギーも必要になる。十分検討させていただきますと考へております。

○大川清幸君 時間がなくなつてきましたので、二点だけ一般的なことでお伺いしておきたいと思ひます。

選挙そのものが、民意の公正な反映をされるようなルールで運営されることが一番いいのでございまして、先ほども議論がございましたが、たとえ

を使ったのか、その場合に一番悪質な買収にどの

党派が一番使ったのかという事は、これから政治を正す上で一番大事なことだと思ふんです。いままではそういう立場で調べていないという警察庁の方のお答えですけれども、大臣として、その辺は大いに踏み込んでこれから調べてなる、こういうお気持ちはないでしょうか。

○国務大臣(石破二朗君) 自治大臣として踏み込んで調べてみるつもりはありませんけれども、いろいろ選挙違反、形式形態は異なっておりますけれども、買収が一番質が悪い、かように理解いたしております。

○近藤忠孝君 質が悪いのは当然ですが、大臣としてはどの党にそれが一番多いと御理解いたしますか。

○国務大臣(石破二朗君) やっぱりそれは所属議員の一番多い党がどうしても多い、かように思ひます。

○近藤忠孝君 立候補者は余り変わってないんですね。ですから、やっぱりそれは比率から見ても、いまの御答弁でもたまたま当選してきた所属議員の数がとおっしゃったけれども、いまの答弁をずっと論理的に申しますと、おっしゃった結論は明らかだろと思うんです。

そこで、具体的な事例ですが、今年の総選挙で一番問題になったのは千葉の泰道派と愛知の内田派であります。特に、私は内田派の關係でお聞きをしたんですが、これについての捜査結果について警察庁からお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(中平和水君) 愛知県の四区から立候補し、落選しました内田康宏氏にかかわる違反だと思ひますが、この違反につきましては投票直後から検査に着手をいたしました。内田候補の実父で当時岡崎の市長をいたしておりました内田喜久氏が中心になって、岡崎市の市議會議員及びその周辺の選挙区の首長、議員、こういう者を重点的に買収をした事犯でございます。愛知県警として、違反検査を処理している次第でございます。

○近藤忠孝君 新聞報道を総合いたしますと、大

体、億に近い額が買収工作費に当てられた、こう指摘されております。そこで、特に私は内田派の場合に特徴があると思ひますのは、買収を含む選挙資金は、いま言われた候補者の実父である内田前市長が九年前、市の公共事業に關係ある土木建築、電気、水道など、こういう業界から集めたという事、その集めた額は三億とも五億とも伝えられておるわけでありまして。しかも、重大なことは、公共事業の入札をえきにした賄賂、これは賄賂事件がもう発覚しておるようですが、大要問題だと思ふんです。そこで、この賄賂事件の方かどうなっているか、これについての捜査結果を御報告いただきたいと思ひます。

○政府委員(中平和水君) 本年の八月二十日、公職選挙法の違反で起訴勾留中の内田当時の岡崎市長を賄賂で再逮捕いたすとともに、岡崎市内の建設業者合計六名を賄賂として検挙いたしました。賄賂額の合計は三千九十万円を立証いたしました。検察庁の方に送致しておる次第でございます。

○近藤忠孝君 これも新聞の報ずるところであります。これについて岡崎市内の土建業者の一人がこう証言しておるんです。「私が指名業者は、これまでいろいろな形で市長から金を吸い上げられて、マスコミは出す側も悪い、というが、私ら好んで献金しているわけではない。逆らうとあそこをい。指名からはずされるんですよ、こういうことを言っておるんですが、捜査の中でこういう状況などはお調べになったんですか。

○政府委員(中平和水君) そういう新聞記事に指摘されているようなことを關係者が言ったかどうかという詳細な報告は私も受けておらない次第でございます。ただ、かなり長期にわたる市政を通じて相当なやり関係者に対する影響力を行使したという状況は、捜査の過程から出てまいっております。

○近藤忠孝君 これは単に事案として訴訟を維持するかどうかという問題だけではなくて、実質で

すね、いわば情状なども考える上に大変大事なこと

になると思ひますので、ひとつこの辺も引き続

いて捜査をしてほしいと思ひます。

そこで、問題は愛知の事例だけではないということ、私は指摘したいのです。これは週刊文春の八月七日号、全国的に有名になった大分二区の記事です。西村自民党副総裁が落選してしまつたという事に対してありますが、田原氏について、西村派の池田さんという県會議員がこうしゃべっておるのです。「これほど露骨な土建屋選挙は例がない。角榮さんだってビックリですよ。糸山英太郎や千葉の宇野亨は、たまたま使っただけ。それも借金した自分のカネでしょう。ところがこつちは、あえていえば構造汚職じゃないか。九地建、これは九州の地建でしょう。「九地建〇Bという立場を利用して、業者から「カネ、人、クルマ」の三位一体で吸い上げる。吸い上げたカネは前回で七億、こりやマチャイない。」というのです。「今回は八億とも十億ともいわれます。期間が短すぎて、さすがの田原も使いきれず、二、三億は余つたとの噂です。とにかく単価(票当り)が三千円とべら棒なんだ。」と、めちやくちやくじゃないかということと同じ自民党の県會議員が触れておるんです。ここで業者の側から見ても、この記事にこう書いています。「建設省の仕事というのは、どこが受注する前もって分るものなんです。説明会に出席すると、所長や副所長から示唆される。「天の声」というんです。県や市の仕事では、世に非難される「談合」というのがありますが、これは談合以前です。」と。こうして見てみますと、国民の税金を使う過程で大変なことが行われておるし、まさに私が先ほど指摘したとおり、要するにもらつてはならないところから金を吸い上げておるということが実態だと思ふのです。

自治大臣に伺ひますけれども、こんなことが実際あつていいのかわるか。また、これを阻止するための方策として、本当に政治をきれいにする、そういう立場からのお考えがあればお聞きしたいと思ふんです。

○国務大臣(石破二朗君) 御指摘になりましたその代議士の方、まさかそう反対派の県會議員がおつしたほどのことをしてもおるまいし、私はではすまいと。私もかつて役人をしたことがありますが、なかなかなら簡単に出してくれれば楽なんですから、出してくれればしませんが、ただ、わが国の警察は御承知のとおり世界でも最も有能な警察であります。悪いことをしたやつは必ずつかまる。でございますから、他に絶無とは申し上げかねますけれども、悪いことをすれば必ず警察はつかまえておるというふうに御理解いただきますれば、そうみんながみんな悪いことをしておるのではないというふうに御理解がいただけるらうと思ひます。

○近藤忠孝君 大臣はちよつと認識が甘いようだと思うのです。さすがの西村さんが落ちたほどの激しい選挙で、相当金も使つたということは明らかですが、実はこれは調べてみますと、この池田県會議員の発言、これはめゆしき事案です。そうでしょう。うそであれば当然告訴もしくは告発されるはずですが、私が調べた範囲では告発も告訴もされておられません。それどころか、この記事自身が、この週刊文春が大部分は買ひ占められてしまつたんです。だから、現に大分の共産党の組織でさえこれは入手できなかったんです。そういう事態です。そういうような現実だということ、それを前提にしましてお考えをお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(石破二朗君) お答えいたしますが、事実上反するならば告訴でもしらいじやないかというお尋ねでありますけれども、お挙げになりました六億とか八億とかいう数字どおりじゃないと。ただし、わずかではあるけれども、仮に余り精神のよくない金を集めているという事実があるとしても、それと黙つておればというふうに考えるか、それとも黙つておればというふうに考えるか、その御本人の御判断だろうと思ひます。さらにまた、掲載された週刊誌を買ひ占めたという事態でありますけれども、事実はよく知りま

せんが、やっぱり選挙というものは有権者の目が一番こわい、事実であろうとなかろうとです。とにかくそういう記事が有権者の皆さんの目の前に突きつけられるというよりか、やっぱり次の選挙などを考えますれば、あるいは買収占めてという気にならぬものでもなからうと私は思います。

○近藤忠孝君 私、大臣に指摘したいのは、弁護人じゃないんですから、むしろこれはそういうものを取り締まっていく側のやっぱり最高の責任者ですから、甘く見るんじゃないで、もう少し厳しく見ていただきたいと思います。一つはやはり愛知の内田派の事件がありますし、すでにこれは贈収賄として刑事事件となっておるようですし、またこういう例もあるんですね。

ですから、私がここで指摘したいのは、一つはこういう悪質な事例、要するに汚い金を使って、そして買収するんですから、特に大型買収事件につきましては、先ほどから問題になっておる連座制の強化、要するに適用範囲の拡大、そして実効の上がるものに法改正をして当然だと思っております。

それからもう一つは、裁判が長引くということ、それに対する措置が必要だと思います。

それからもう一つここで具体的に指摘したいのは、悪質選挙犯罪人の公民権停止期間、これをいまの倍の十年ぐらいに延ばして、少しそういう点で厳しくしたらどうかと、こういうことを提案いたしますけれども、お考えいかがでしょう。

○政府委員(大林勝臣君) 連座制の強化の問題につきましては、先ほど来の御意見がございますように、各党とも大体御意見がそつちの方向へ進んでおると理解しております。

第二の問題といたしまして、裁判の促進の問題であります。要するに、罰則を強化いたしまして、何をいたしまして、とにかく裁判の問題でありますから、その裁判の期間が長いかかるということで結局は実効性が担保されないというのがまた現実の問題だとわれわれも認識しております。それだけに、今回の政治浄化の一環といた

しまして、いろいろ裁判の促進問題が各方面で議論をされ、検討をされてきたわけでありまして、ただ、現行法におきまして、選挙法および候補者の当選あるいは身分に関するような刑事事件の裁判については、これはもう百日以内でやれと、こういう訓示規定を設けておるわけでありまして、もうそれなりに裁判所もいろいろ努力をされてきたと承知しております。ただ、ほかの刑事事件と違ひまして、選挙違反事件と申しますのは近藤委員も十分御承知のように非常に関係者も多いということもありまして、なかなか開廷の期日の促進というのが訴訟指揮上非常にむずかしいという特殊な問題を抱えておるようでありまして。

しからば、制度的に現在の三審制度をもう一審減らして二審制度にしたかどうか、こういう有力なお考えもあつたわけでありまして、それで第一審を高級にして最高裁までと、こういうことが現実訴訟技術上可能であるかどうか、あるいはその他、それで果たして人権問題というものがうまくいくのであろうかと、いろいろな角度から研究をされてきたわけでありまして、そういう人権問題なり訴訟技術上の問題というのを、いきなり制度的に審級を短縮することによって解決することもなかなかむずかしいようでありまして、現在のところなかなか結論が出ない段階であります。

もちろん、関連する問題といたしまして、最後に御指摘になりました公民権停止の強化についても、従来からいろいろ努力をし、その都度強化がされてきたところであります。古くは明治以来、罰則と相まつての能力刑として公民権停止はずっと法律に盛り込まれてきておるわけでありまして、現在は御承知のように五年、さらに累犯買収については十年と、こういう刑になっております。これをさらに五年を十年にするかどうかという問題、もちろん一つの御意見としては傾聴すべきものがあるかと思ひますけれども、ただ、罰則全体との関連という問題もございますので、今

後の研究課題とさせていただきますと思ひます。○近藤忠孝君 私は、いま、もつてはならないところからもつた例を挙げたのですが、これはもつともつと構造的なものだと思ひます。これは、ことし八月十四日、十五日の朝日新聞の「補助金と政権」という特集がござつてあります。これによりまして、無担保無保証人の融資制度、これが実は政権党すなわち自民党の党勢拡大のために使われておるんじゃないか、こういう趣旨の指摘がされておるんです。この中に出ていますが、大蔵省自身は、無担保無保証人制度というのは金融常識から見てもこれは外れていると言ふのに対して、日商側は、それくらい日商—民商

というのは民主商工会ですね、民商対策の費用と考へたら安いものだと言ふ発言をして、そして実際にこの商工会議所などが、その職員がその線での活動に大いに力を尽くしている、また効果も上げている、こういう見通しがたい指摘があるんですが、一体こういうことがあつていいのかどうか。国の資金がそういう特定政党のための党勢拡大や選挙活動のために使われるようなことがあつてもいいのかどうか、いかがでしょうか。

○国務大臣(石破二郎君) 事実を承知いたしておりますので、詳細は選挙部長からお答えいたしますけれども、いやくも公金が一党一派のために使用されるなどということは、あつてはならないことと考へております。

○近藤忠孝君 通産省にお伺いしたいのは、この補助金の実際の額ですが、小規模事業指導費補助金、これが幾らで、その内容はどんなふうなものであるか。

○説明員(内村俊一君) お答え申し上げます。商工会または商工会議所が行つております小規模事業者の経営または技術の改善発達のための事業の充実を図る、こういうための補助事業でございますが、これは小規模事業指導費補助金という名前前で交付されております。

この点につきまして、中身を御説明申し上げます。昭和五十五年度におきまして小規模事業指導費補助金は三百十一億でございます。これは商工会と商工会議所、あるいは商工会の県の連合会、それから全国商工会連合会、そういったところを含んでおります。中身でございますが、経営改善普及事業を担当しております経営指導員を設置する費用でございます。それから広域指導センター、それから専門指導センターと申しまして専門的な事項の指導をするところがございまして、その設置の費用、それから小規模事業者の若手後継者等の育成強化事業、そういった事業に対しても補助を出しております。そのほか、商工会、商工会議所の指導施設に対する補助も行つております。

補助金交付の方式でございますけれども、都道府県が商工会、商工会議所に補助をいたします場合に、国が都道府県に対して補助を行うわけでございます。なお、全国商工会連合会または日本商工会議所につきましては国が直接補助を出しております。

○近藤忠孝君 そうしますと、経営改善普及事業に必要な経費ということになるので、そのためのたとえば経営指導員とかその補助員、その人件費は結局全額国や自治体が補助をする、そういうことになりませんか。

○説明員(内村俊一君) 県が二分の一、国が二分の一を結局負担しているということになっておりますが、形の上では県の補助金でございます。商工会の組織等に関する法律の第六条第三項によりまして、「商工会は、これを特定の政党のために利用してはならない。」という規定がございまして、まさにそのとおりだろうと思ひます。

それからもう一つ、商工会などこういう団体は政治活動に関する寄付をしてはならないと思ひますが、これはむしろ自治省の方にお聞きしたいのですが、その法的根拠は何でしょうか。

○政府委員(大林勝臣君) 政治資金規正法上は、国あるいは地方団体から補助金、利子補給金その他の給付金を受けておる団体は、政治活動に関する

る寄付をしてはならないということになっております。国から補助金を受けておる団体は、国会議員、要するに国のレベルの政治家あるいはその団体、それから地方から補助金を受けておる団体は、その地方のレベルの候補者あるいは団体に対する政治献金が禁止されておるところであります。

○近藤忠孝君 政治資金規正法の二十六条の二によりますと、その罰則は「三年以下の禁錮又は二十万円以下の罰金」となっております。だから、これらの団体が結局特定選挙の候補者に献金をするれば、これは違反になるということは明白だと思うんです。

ここで示したい資料があるのです。(資料を手渡す)これは「兵庫県公報」で「選挙管理委員会告示」、前回の選挙結果のある自民党の議員さんの報告書です。その四枚目によりますと、四つの商工会から献金を得ておるんです。これは明らかに違法だと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(大林勝臣君) この収支報告書に記載しております商工会が、その地方の補助金というものを受けておられます場合には、補助金の交付決定以降一年間は政治活動に関する寄付ができないことになっております。そこら辺の補助金の受け入れ状況というものが私どもわかりませんから、この段階でお答えは差し控えたいと思ひます。

○近藤忠孝君 この選挙の時期には、これは夏の段階でもそうですが、商工会というのは全部やはり補助金を受けておったんでしょう。それはもう公知の事実じゃないでしょうか。

○政府委員(大林勝臣君) 補助金のルートというものが私どもよくわかりませんが、この地方の商工会は恐らく地方の補助金という補助金になっておるのじゃないかと思ひます。要するに、地方が補助金を出す場合に、先ほどお答えがありましたような、国が補助金を出す、こういうスタイル、つまりあくまでも補助金自体としては国の補助金ではない。しからば、仮にこういった商工会が補

助金を受けておりましたも、国の補助金でない、地方の補助金だということでございますれば、要するに国のレベルの政治活動についての寄付というものは禁止されてないわけでありまして。つまり、国から補助金をもらつておる団体というものは、国のレベルの政治家と団体への寄付が禁止されておる、地方から補助金をもらつておる団体というものは、その地方のレベルにおける政治家及び団体に対する寄付が禁止されておるという仕組みになっておるわけでございます。

○近藤忠孝君 何かヒットかと思つたらこれはフアウルになつたような感じのものなんです。しかし大臣、いまの話聞きまして、同じ商工会でも国会議員にはいいけれども地方議員にはいかぬというようになことはおかしいと思ひますね。それはそうでしょうか。要するに、これは国民の税金、一つは地方の財政にしましても、要するにそれは国民全体の税金です。先ほど大臣が言われたことは、やっぱり全体のものを特定ののために使つちやいかぬという趣旨からいくと、こういう抜け穴があつたのでは——私は抜け穴かどうかこれも調べなければいかぬと思ひますけれども、抜け穴があつたのではおかしいと思ひます。そういうものをやめていく。要するに、金を受け取つてはならないところから受け取つちやいかぬという趣旨を私はもっとも全面的にこれは広げていくべきだ、こう思ひますが、お答えいかがでしょうか。

○国務大臣(石破二朗君) 法律的な正確な御答弁は選挙部長が後ほど申し上げるかと思ひますけれども、選挙部長がただいま御答弁申し上げましたとおり、この政治献金は国会議員の關係の団体に対する寄付金だと思ひます。申し上げるまでもありませんけれども、国会議員はオールマイティーじゃないわけでありまして、地方自治体の金の使い方等についてあれこれの権限は持たないわけでございます。したがひまして、地方自治体から補助金の交付を受けております団体が国会議員なりあるいはそれを後援する政治団体に寄付

するということは、抜け道ではないと私は考えております。

○近藤忠孝君 時間がないので結構です。

○栗林卓司君 たいだいま提案されております政治資金規正法の一部を改正する法律案の中身についての質疑はしばらくおくとしまして、課税上の取り扱いについてしりながら一、二、お尋ねをしたいと思ひます。

この改正案を見ますと、特定公職の候補者に対して、一つは政治資金をその他の資金と明確に區別すること、そしてその手段として、その政治資金を指定団体、まあ指定政治団体ですが、指定団体に取替はせざるやう努めることということが目的になつておるわけですが、そこで、その特定公職の候補者が政治活動に関する寄付を受領した場合、課税上の取り扱いとしてこれはどういう所得になりますか、まずお伺いします。

○説明員(浅野大三郎君) お答え申し上げます。これは、国税の所得税においてどういふ所得になるのかという問題にならうかと思ひます。私、実は住民税、地方税の方を担当しておりますので、いまは住民税、課税計算につきましては所得税の所得計算をそのまま使っておりますので、そういう意味で私の口からお答えさせていただきます。と思ひますが、政治家に対する政治資金に係る寄付、これは雑所得になるであらうと考えております。

○栗林卓司君 そのとおりでありまして、地方税法の三十二条を見ますと、肝心な場所だけ読み抜きますと、「所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額」とするとあります。その次では、「前項の総所得金額」は「所得税法第二十二條第二項又は第三項の総所得金額」とする、こうあります。所得税法第二十二條を見ますと、「総所得金額は、一次に掲げる金額の合計額」とするとあります。利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、譲渡所得、そして雑所得となつておりました、雑所得というのは雑と書いてありますけれども、これは雑だからどう

でもいいということではなくて、上記のものに含まれないという意味での雑所得である。おっしゃるとおりだと思ひます。

そこで、所得税法の三十五條、「雑所得」の欄を見ると、「雑所得の金額は、その年中の雑所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額とする。」と、こうあります。そこで、この「必要経費を控除した金額」という条項ですが、この必要経費には、たとえばたまたまの特定公職の候補者が政治活動に関する寄付を受領した場合、どういふものが必要経費となるのでございましょうか。

○説明員(浅野大三郎君) これは、先ほど申し上げましたように、国税において、所得税においてどういふものを必要経費と見るか、それをそのまま住民税の場合も用いておるわけでございまして、国税の方で大体どういふものを必要経費として、あるいは費用と申しますか、見ておるかということについて申し上げさせていただきます。思ひますが、たとえば政治活動のために使用した事務所の賃借料その他の事務所の費用、それからもっぱら政治活動のために使用した通信費、旅費、国会報告、政見発表などのための費用、その他いろいろございまして、たとえばそういうようなものがあるわけでございします。

○栗林卓司君 たとえば、私が民社党県連合会に寄付をしたという場合に、これは必要経費になりますか。

○説明員(浅野大三郎君) これにつきましては、たとえばこういうふうな考えられておるわけでございしますが、ある個人が政治資金を受けた、それを直ちに政党へ交付したというような場合ににつきましては、実質的にその資金が帰属した者の収入にする、初めに受けた者ではなくて実質的に帰属した者の収入にする、こういう取り扱いになっておるようでございます。

○栗林卓司君 実際にかかる場合は、私が政治献金を受領しまして、私の会計に入れて、しばらくしてたとえば百万なら百万を県連合会の方に寄付する、あるいは二百万ばかり私個人の政治団体に

寄付をするという形に物事は動いていくのだろうと思ひます。直ちにどうかトネルみたいにして、それを受け取って運んだだけというのは、これはちょっと例がないので外してください。要するに、私の会計に入れて、私が政治団体あるいは県連、県連だって政治団体ですけども、そこに寄付をした場合には、それは所得税法三十五条に言う必要経費に入るのでしょいか。

○説明員(浅野大三郎君) これにつきましては、政党的政治活動の費用を贈うために経常的に負担する本部・支部費、そういうようなものも、これは費用であるというふうに見ておるようございします。

○栗林卓司君 先ほど地方税法を読み抜きましたけれども、基本的に総所得金額の認定というのは所得税法に従っているわけですね。それで、私がそういった政治団体に献金をする、それから県連の場合でもそうですよ、それが実際にどう使われるかというところは皆目わからないわけですから、それについては必要経費とは見ないという見方を大蔵はとっているんです。これ、御確認いただきたいのですけれども、私は間違っていることを言っている覚えはありません。先ほど確認したばかりです。

それで、その場合に、所得税法の面では、その政治団体に対する寄付金は必要経費と認めないんだといったって、現実にはそれはあるじゃないかという部分は、所得税法はどこで調整しているのでしょうか。その辺の不都合というのは、所得税法上はどこで調整しているとお考えになりますか。

○説明員(浅野大三郎君) その点でございしますけれども、繰り返し申し上げるようでございますが、実は住民税の課税をいたします場合には、その所得計算につきましては、所得税の關係で計算されたものをそのまま用いるわけでございします。率直に申し上げまして、地方団体自体も、国税の方で所得が認定されたものにつきましては、それを細かく追及するというようなこともないわ

けでございします。そういう意味で、国税で一体どうやるかということにつきましては私もちょっと申しかねるのでございしますが、そういうことで御容赦いただきたいと思ひます。

○栗林卓司君 では、申し上げますけれども、いまの場合は寄付金控除で扱っているんです。所得税法上は、たゞいま私が申し上げましたような寄付金については、それは三十五条の必要経費とは認めないで、それはそれで所得金額を計算しながら、別途寄付金控除という形で扱っている。

大臣、ここから質問なんです。聞いてください。もう一遍繰り返しますと、地方税と所得税とありまして、いま問題にしているのは地方税のうちの所得割住民税です。これは、所得金額の認定というのは所得税の課税対象額に合致しているんです。合致しているんですが、所得税の方ではいろいろな控除項目が別にあるんです。地方税ではないんです。

問題になりますのは、私が政治団体に寄付をする——いいですか、この法律というのは政治団体に寄付しないよと言っているわけですね。寄付をしますと、所得税法上は寄付金控除の対象になるんです。地方税法上はならないんです。そうしますと、この法律はただきまして、わかりました、じゃ自分の政治団体に寄付しよう。幾ら寄付しようとか何だろうと地方税はかかってくるんです、いまの仕組みでは。この問題を私は私がお尋ねしたいんです。実は各議員が首を上げちゃっているんです。各県に行きますと、県税事務所では、だめですと言つて絶対認めてくれない。それはそうですよ、だつて法律がそうなっているんだもの。したがって、いやこれはあそこに行く百万なんだと幾ら言つたって、一遍あなたのところを経由しているんですからだめです、雑所得に認定しますと。雑所得の必要経費というのは、先ほどおっしゃったようにいろいろあるんですが、この中にはそういう政治団体に對する寄付金は入っていない。その辺の問題を所得税法はどう処理しているかという、一遍税額を計算した後で寄付金

控除をしている、わかりますね。地方税には寄付金控除という項目がないものだから、そのまま課税になる。

そうしますと、この法律は、特定公職の候補者が政治資金をその他の資金と明確に区別すること求めている。その政治資金を指定団体に取扱いをせよ努力させると。何ば努力したって地方税を払うのははくです。だから従来は、従来でも問題があったんです。これは。あつただけけれども、まあ泣き寝入りしていただけてすよ、情けないことに国会議員がね。だけれども、この法律が出てきてみると、これは幾ら何でもだまらないうやないかという議論が出てきたものですから、本題に入る前に一度この点について伺つておきたい。

○説明員(浅野大三郎君) 政治資金についてどういう扱いをすべきかということについては、私の口から申し上げることは適当でございせんかと思ひますが、一応寄付金控除そのものについてだけ事実の説明をさせていただきますと存じます。

が、御指摘のように所得税には特定寄付金の控除という制度がございしますが、住民税にはおおよそそういう控除がございせん。たとえば国、地方公共団体に寄付したような場合に、所得税の場合は寄付金控除を受けられますけれども、住民税の場合はそういう制度を設けておりません。これは御承知かと思ひますが、地方税の場合はそれぞれ地方公共団体ごとにその住民に課税をする。ただ、寄付をする相手先というのは、その人が住んでいる地方公共団体とは限らないわけにございまして、たとえば東京都で成功した人が九州の方の郷里の村に寄付をする、そういうような場合もあるわけにございまして、そういうふうなことがございまして、住民税の性格上やはりこの寄付金控除というのは適当じゃないということ、住民税にはそういう制度を設けておらないということにございします。その点だけ御説明をさせていただきますと思ひます。

○栗林卓司君 それはそうなんです。ですか

ら、寄付金控除がないからおかしいと言っているのじゃないんです。ところが、政治資金というのは、一遍私が受け取りますと、仮住まいをするわけですね。仮住まいをしてそれぞれの用途に向かつて出ていくわけですよ、簡単に言うと。今度仮住まいのところを少しきれいにしようじゃないかという御提案でしょう。だったら、仮住まいのところの仮の雑所得まで含めて課税というのは、幾ら何でもそれは理屈に合わないじゃないかという議論は、常識論としても法律論としても私は正しい気がするんです。といて、じゃそれを所得税に直せというのは、これはむしろ別でありますから、所得税の方は寄付金控除という項目がありまして、特定寄付金というのは本来そういう性格の寄付金控除じゃないんだけど、これをみなして、政治家が政治団体に寄付金を特定寄付金とみなすことによってこの問題は逃げている。したがって、現実には障害は起つてない。

ただ問題は、地方税ではそういう仕組みの工夫がなかったものだから、特にこの法案が出てくるといかにも困るという問題を指摘しながら、これはやっぱり来年の四月一日から施行というのだったら何か考えるべきですよ。先ほどお答えになったように、直ちに向こうに行くのはいないというけど、それは常識的に言つて一遍は本人の口座を通ります。通つたら課税当局は直ちにとは認めない。このところは、せつかくこの制度を生かしていかうというのなら、この制度を使つて政治団体にどんどん寄付した方が地方税も安くなるし、そうしない方が困るぞよという方が生きているではないか。初めて聞かれたような顔をされてるので、ここで答え無理かもしれせんけれども、問題点の所在はおわかりになったと思ひます。どうされるのかだけ伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(石破二郎君) とつきの御質問でありまして、私自身十分の御答弁ができせんのはもちろん、担当の政府委員もきょうは参つておりません。お話を伺います限り、検討しなければなら

ない、検討の余地があるように思いますので、税法の問題として処理した方がいいかと思います。が、施行期日までの間に何とか理屈の通りましように善処したいと思ひます。

○栗林卓司君 これはわが党で、衆議院ですけれど、この法案の内容を議論した際に三分の二ぐらいがこの話になりましたね、衆議院は一応可決していま本院に來てゐるのですが、そこで私は冒頭にお伺ひしてゐる。いろいろ聞いていきますと、寄付金は難所得の必要経費に認めていないんだと。あれは別なんだという理屈は必ずしも自治省の方には伝わっていない気がしますし、大蔵の方に聞きますと、それは寄付金控除という項目があるものだから、全然困らないで整理をしてゐるということがあるようです。至急実態をお調べいただきまして、私が申し上げてゐる問題点を確認されましたら、解消する方向で作業を急いでいただきたいと思ひます。

○委員長(鳩山威一郎君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時五分散会

一、政治資金規正法の一部を改正する法律案

政治資金規正法の一部を改正する法律案
政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 罰則」を「第三章 特定公職の候補者に係る指定団体の届出等」に改める。

第一条中「機能の重要性」の下に「及び公職の候補者の責務の重要性」を加え、「その政治活動」を「政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動」に、「政党その他の政治団体の届出」を「政

治団体の届出並びに政治団体及び公職の候補者に係る」に改める。

第二条の見出しを「(基本理念等)」に改め、同条第二項中「政党その他の政治団体」を「政治団体及び公職の候補者」に改め、同条に次の一項を加える。

3 公職の候補者は、その政治資金をその他の資金と明確に区別するとともに、選挙運動に関するものを除き、その政治資金を政治団体に取扱い、扱はせらるることをするよう努めなければならない。

第三条第一項第二号中「(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第八十六条の規定により候補者として届出をし、又は推薦届出をされた者を含む。以下同様。)」を削り、同条第二項第一号中「公職選挙法」の下に「(昭和二十五年法律第百号)」を加え、同条に次の一項を加える。

4 この法律において「公職の候補者」とは、公職選挙法第八十六条の規定により候補者として届出をし、又は推薦届出をされた者(当該候補者となる者とする者及び同法第三条に規定する公職にある者を含む)をいう。

第九条第一項第一号中「団体にあつては」を「寄附をした者が団体である場合には」に、「第十二条」を「第十九条の七」に改め、同条八中「職業」の下に「(あつせんをした者が団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下第十九条の七までにおいて同じ。)」を加え、同条第二号中「氏名、住所及び職業」を「氏名及び住所支出を受けた者が団体である場合には、その名称及び主たる事務所の所在地。以下第十九条の七までにおいて同じ。)」に改める。

第十条第一項中「住所及び職業」を「及び住所」に改める。

第十一条第一項中「一万円」を「五万円」に、「以下」を「第十九条の六を除き、以下」に改め、同条第二項中「一万円」を「五万円」に改める。

第十二条第一項第二号中「一万円」を「五万円」に、「住所及び職業」を「及び住所」に改める。

第十四条第一項中「以下同様」を「第十九条の六を除き、以下同様」に改める。

第三章 特定公職の候補者に係る指定団体の届出等

第十九条 衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員若しくは長又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者(以下この章において「特定公職の候補者」という)は、当該特定公職の候補者の政治資金を取り扱はせらるるため、専らその者を推薦し又は支持することを本来の目的とする政治団体のうちから、その者の政治資金を取り扱うべき政治団体を指定することができる。

2 特定公職の候補者は、前項の指定をしたときは、その指定の日から七日以内に、文書で、その旨、その者に係る公職の種類並びにその指定をした政治団体(以下この章において「指定団体」という)の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を、当該政治団体の第六条第一項各号の区分に応じ、当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は自治大臣に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出(以下この章において「指定団体の届出」という)をした者は、第一項の指定を取り消したとき、又は前項の規定により届け出た事項に異動があつたときは、その取消しの日又はその異動の日から七日以内に、同項の規定の例により、その指定を取り消した旨又はその異動に係る事項を届け出なければならない。

4 前二項の規定による届出の様式は、自治省令で定める。

(指定団体の名称等の公表)

第十九条の二 指定団体の届出があつたときは、

当該指定団体の届出を受けた都道府県の選挙管理委員会又は自治大臣は、その指定団体の届出をした者の氏名、その者に係る公職の種類並びに指定団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を、遅滞なく、告示しなければならない。これらの事項につき前条第三項の規定による届出があつたときも、同様とする。

2 都道府県の選挙管理委員会又は自治大臣は、前項の規定による告示をしたときは、直ちに、当該告示の写しを、都道府県の選挙管理委員会にあつては自治大臣及び政令で定める都道府県の選挙管理委員会、自治大臣にあつては政令で定める都道府県の選挙管理委員会に送付しなければならない。

(指定団体に対する寄附に係る通知)

第十九条の三 指定団体の届出をした者は、その者が特定公職の候補者である間に受けた政治活動に関する寄附(金銭その他政令で定める財産上の利益(以下この章において「金銭等」という)による政治活動に関する寄附に限るものとし、選挙運動に関するものを除く。以下この章において「特定公職の候補者に対する寄附」という)に係る金銭等の全部又は一部に相当する金銭等を当該指定団体に取り扱はせらるるため当該指定団体に寄附するときは、文書で、当該指定団体に寄附する金銭等に相当する金銭等に係る当該特定公職の候補者に対する寄附をした者ごとに、その指定団体に寄附する金銭等に関し、次に掲げる事項を、当該指定団体の会計責任者に通知しなければならない。

一 当該特定公職の候補者に対する寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに当該特定公職の候補者に対する寄附の年月日

二 当該特定公職の候補者に対する寄附のうちあつせんをされたものについては、そのあつせんをした者の氏名、住所及び職業並びに当該あつせんに係る特定公職の候補者に対する寄附を集めた期間及びこれが当該特定公職の候補者に提供された年月日

2 前項に定めるもののほか、指定団体の届出をした者は、同一の者からの特定公職の候補者に対する寄附の金額の合計額が当該特定公職の候補者に対する寄附を受けた年において百万円を超えることとなるとき、又は同一の者によつてあつせんとされた特定公職の候補者に対する寄附の金額の合計額が当該特定公職の候補者に対する寄附を受けた年において百万円を超えることとなるときは、遅滞なく、文書で、その旨並びにその寄附をした者又はそのあつせんとした者の氏名、住所及び職業を、指定団体の会計責任者に通知しなければならない。

3 指定団体の会計責任者は、前二項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る文書を、第二十条第一項の規定により当該通知に係る同項に規定する報告書の要旨が公表された日から三年を経過する日まで保存しなければならない。

(指定団体の会計帳簿の記載)

第十九条の四 指定団体の会計責任者は、指定団体に対する寄附(指定団体の届出をした者が前条第一項の規定により当該指定団体に対してする寄附をいう。以下同じ。)について、政治団体の会計責任者として第九条第一項の規定による会計帳簿の記載をするときは、前条第一項に規定する特定公職の候補者に対する寄附をした者ごとの金額並びに同項及び同条第二項の規定により通知された事項を併せて記載しなければならない。

(指定団体の報告書の記載)

第十九条の五 指定団体(第十二条第一項又は第十七条第一項の規定により報告書に記載すべき収入及び支出があつた年において指定団体であつたものを含む。)の会計責任者は、指定団体に対する寄附について、政治団体の会計責任者として第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書の記載をするときは、その総額及び次に掲げる事項を併せて記載しなければならない。

一 同一の者からの特定公職の候補者に対する寄附で、その金額の合計額が年間百万円を超えるものに係る金額等の全部又は一部に相当する金額等の当該指定団体に対する寄附については、当該指定団体に対する寄附の金額、当該特定公職の候補者に対する寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに当該特定公職の候補者に対する寄附の年月日

二 同一の者によつてあつせんとされた特定公職の候補者に対する寄附で、その金額の合計額が年間百万円を超えるものに係る金額等の全部又は一部に相当する金額等の当該指定団体に対する寄附については、当該指定団体に対する寄附の金額、そのあつせんとした者の氏名、住所及び職業並びに当該あつせんに係る特定公職の候補者に対する寄附を集めた期間及びこれが特定公職の候補者に提供された年月日

(特定公職の候補者に係る会計帳簿の備付け等)
第十九条の六 特定公職の候補者は、会計帳簿を備え、これに特定公職の候補者に対する寄附(政党及び第十九条第二項の規定により当該特定公職の候補者が届け出た指定団体から受けたものを除く。)に係る金額等、当該特定公職の候補者に対する寄附を受けた年において当該指定団体に取り扱われるため当該指定団体に寄附された金額等以外のもの(以下この章において「保有金」という。)に係る次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 保有金に係る収入については、保有金に相当する金額等に係る寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附に係る金額等のうち保有金に相当するものの金額及び当該寄附の年月日
二 保有金に係る収入のうち、保有金に相当する金額等に係る寄附であつせんとされたものについては、そのあつせんとした者の氏名、住所及び職業並びに当該あつせんとされた寄附に係る金額等のうち保有金に相当するもの

の金額、当該あつせんに係る寄附を集めた期間及びこれが当該特定公職の候補者に提供された年月日

三 保有金によりされた支出については、支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日

2 前項の会計帳簿の種類、様式及び記載要領は、自治省令で定める。

3 特定公職の候補者に対する寄附(政党及び第十九条第二項の規定により当該特定公職の候補者が届け出た指定団体から受けたものを除く。)のあつせんとした者は、そのあつせんとを終えた日から七日以内に、当該寄附をした者及びあつせんとした者の氏名、住所及び職業、当該寄附の金額及び年月日並びにあつせんに係る金額及びこれを集めた期間を記載した明細書を当該特定公職の候補者に提出しなければならない。

4 特定公職の候補者は、保有金によりされた支出で一件五万円以上のものについて、当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面を徴さなければならない。ただし、これを徴し難い事情があるときは、この限りでない。

5 特定公職の候補者は、会計帳簿、第三項の明細書及び前項の書面を、第二十条第一項の規定によりこれらに係る報告書の要旨が公表された日から三年を経過する日まで保存しなければならない。

(特定公職の候補者に係る報告書の提出等)

第十九条の七 特定公職の候補者は、毎年十二月三十一日現在で、その年における保有金に係る収入及び保有金によりされた支出について、その総額及び自治省令で定める項目別の金額並びに次に掲げる事項(これらの事項がないときは、その旨)を記載した報告書を、その日の翌日から三月以内(その間に特定公職の候補者に係る選挙の公示又は告示の日から当該選挙の期日までの期間がかかる場合には、当該選挙に係る特定公職の候補者にあつては、四月以内)に、衆

議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者にあつては自治大臣、都道府県の議会の議員若しくは長又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者にあつては都道府県の選挙管理委員会に提出しなければならない。

一 保有金に係る収入のうち、同一の者からの特定公職の候補者に対する寄附でその金額の合計額が年間百万円を超えるものに係る金額等の全部又は一部に相当する保有金に係る収入については、その寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附に係る金額等のうち保有金に相当するものの金額及び当該寄附の年月日並びにその寄附をした者のその年における当該特定公職の候補者に対する寄附の金額の合計額

二 保有金に係る収入のうち、同一の者によつてあつせんとされた特定公職の候補者に対する寄附でその金額の合計額が年間百万円を超えるものに係る金額等の全部又は一部に相当する保有金に係る収入については、そのあつせんとした者の氏名、住所及び職業並びに当該あつせんとされた寄附に係る金額等のうち保有金に相当するものの金額、当該あつせんに係る寄附を集めた期間及びこれが当該特定公職の候補者に提供された年月日並びにそのあつせんとした者のその年における当該特定公職の候補者に対する寄附のあつせんに係る金額の合計額

三 保有金によりされた支出については、人件費、光熱水費その他の自治省令で定める経費以外の経費の支出(一件当たりの金額(数回にわたつてされたときは、その合計金額)が五万円以上のものに限り)について、その支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日
2 特定公職の候補者は、立候補の辞退、退職その他の事由により特定公職の候補者でなくなつたときは、その日から三十日以内に、前項の規

定の例により、その日現在で、保有金に係る収
入及び保有金によりされた支出に關する事項を
記載した報告書を提出しなければならない。

3 第十二条第二項及び第三項の規定は、特定公
職の候補者が第二項の報告書を提出する場合に
ついて準用する。この場合において、同条第二
項中「同項第二号」とあるのは「第十九条の七第
一項第三号」と、「領収書」とあるのは第十九条
の六第四項の書面」と読み替えるものとする。

(報告書の提出に關する特例)

第十九条の八 前条の規定は、特定公職の候補者
が、特定公職の候補者に対する寄附(政党及び
第十九条第二項の規定により当該特定公職の候
補者が届け出た指定団体から受けたものを除
く。)を受けた年において、その年において受け
た当該特定公職の候補者に対する寄附に係る金
銭等の全部を同項の規定により当該特定公職の
候補者が届け出た指定団体に寄附した場合に
は、適用しない。ただし、当該特定公職の候補
者に対する寄附を受けた年の前年以前の年にお
ける保有金に係る収入が繰り越された年につ
いては、この限りでない。

(支部を有する政治団体に係るこの章の規定の
適用)

第十九条の九 第十九条第一項に規定する政治団
体が支部を有する場合には、当該政治団体の本
部及び支部は、それぞれ一の政治団体とみなし
て、この章の規定(これに係る罰則を含む。)を
適用する。この場合において、この章の規定の
当該政治団体の本部及び支部についての適用に
關し必要な技術的調整その他必要な事項は、
政令で定める。

第二十条第一項中「又は第十九条第一項を」、
第十九条第一項又は第十九条の七第一項若しくは
第二項に改める。

第二十二條第三項及び第二十二條の二第二項中
「政治団体がする寄附」の下に、「指定団体に對す
る寄附」を加える。

第二十四條第一号中「又はこれに」を、又は同条

若しくは第十九条の四の規定に違反して第九条第
一項の會計帳簿に改める。

第二十五條第一項中「又は第十九條を」、若しく
は第十九條に、「又はこれらに」を「又は第十二
條第十九條若しくは第十九條の五の規定に違反
して第十二條第一項若しくは第十九條第一項の報
告書若しくはこれらに併せて提出すべき書面に」
に改める。

第二十九條中「又は第十九條第一項を」、第十
七條第一項又は第十九條の七第一項若しくは第二
項に改める。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和五十六年四月一日から
施行する。

(報告書の提出に係る事項等に関する経過措置)
第二条 改正後の政治資金規正法(以下「新法」と
いう。)第十二條第一項(新法第十二條第一項の
規定によりその例によることとされる場合を含む
もの)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行
日」という。)の属する年以後の期間に係る新法
第十二條第一項の規定による報告書及び施行日
以後に新法第十二條第一項の規定により同項の
報告書を提出すべき事由が生じた場合における
当該報告書の提出について適用し、施行日の属
する年の前年以前の期間に係る改正前の政治資
金規正法(以下「旧法」という。)第十二條第一項
の規定による報告書及び施行日前に旧法第十二
條第一項の規定により同項の報告書を提出すべ
き事由が生じた場合における当該報告書の提出
については、なお従前の例による。

第三条 新法第三章の規定並びに新法第二十二條
第三項及び第二十二條の二第二項の規定(政治
団体がする寄附及び個人が遺贈によつてする寄
附に係る部分を除く。)は、新法第十九條第一項
に規定する特定公職の候補者が施行日前に受け
た寄附(新法第十九條の三第一項に規定する特
定公職の候補者に対する寄附に相当するものを
いう。)に係る金銭等の全部又は一部に相当する

金銭等を新法第十九條第二項に規定する指定団
体に取り扱わせるため施行日以後において当該
指定団体に寄附する場合については、適用しな
い。

第四條 施行日の属する年における新法第十九條
の三第一項に規定する特定公職の候補者に対す
る寄附に對する同条、新法第十九條の五、第十
九條の七及び第十九條の八の規定の適用につ
いては、新法第十九條の三第二項中「当該特定公
職の候補者に対する寄附を受けた年において」
とあり、及び新法第十九條の五中「年間」とある
のは「昭和五十六年四月一日から同年十二月三
十一日までの間において」と、新法第十九條の
七第一項第一号及び第二号中「年間」とあるのは
「昭和五十六年四月一日から同年十二月三十一
日までの間において」と、「その年における」と
あるのは「昭和五十六年四月一日から同年十二
月三十一日までの間における」と、新法第十九
條の八中「その年において」とあるのは「昭和五
十六年四月一日から同年十二月三十一日までの
間において」とする。

(罰則に關する経過措置)
第五條 施行日前にした行為並びに附則第二條の
規定により従前の例によることとされる旧法第
十二條第一項の規定による報告書及び旧法第十
七條第一項の規定による報告書の提出に係る事
項に係る施行日以後にした行為に對する罰則の
適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第六條 附則第二條から前条までに定めるものの
ほか、この法律の施行に關し必要な経過措置
は、政令で定める。

(公職選挙法の一部改正)
第七條 公職選挙法(昭和二十五年法律第五十号)
の一部を次のように改正する。
第九十九條の五第三項中「第四項各号」を
「次項各号」に改め、「後援団体」の下に「政治資
金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第二十
九條第二項の規定による届出がされた政治団体

を除く。」を加える。

十一月十一日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は同日)
一、政治資金規正法の一部を改正する法律案

昭和五十五年十一月二十九日印刷

昭和五十五年十二月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局